

平成28年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成28年3月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山 田 雅 士
2番 小 澤 孝 延
3番 角 麻 子
4番 鈴 木 広 美
5番 服 部 雅 恵
6番 小 菅 耕 二
7番 小 山 栄 治
8番 木 村 利 晴
9番 桜 田 秀 雄
10番 林 修 三
11番 山 口 孝 弘
12番 小 高 良 則
13番 湯 浅 祐 徳
14番 川 上 雄 次
15番 林 政 男
16番 新 宅 雅 子
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 石 井 孝 昭
20番 加 藤 弘

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	榎 本 隆 二
総 務 部	長	武 井 義 行
市 民 部	長	石 川 良 道
経 済 環 境 部	長	麻 生 和 敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
市民課長	吉田正明
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
------	------

副	主	幹	梅 澤 孝 行
主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成28年3月16日（水）午前10時開議

日程第1 議案の上程

提案理由の説明

議案第32号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

日程第2 議案第3号から議案第31号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議員派遣の件

追加日程第1 議案の上程

議案第33号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、監査委員から、定期監査及び財政的援助団体等監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第32号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました議案第32号は、副市長の選任についてでございます。

現副市長であります榎本隆二氏が、一身上の都合により本年3月31日をもって退職することになりました。これに伴いまして、後任職員の派遣を千葉県に要請しておりましたところ、このたび、千葉市稲毛区小仲台八丁目36番8号、松澤英雄氏を派遣する旨の回答がありましたので、同氏を副市長として選任するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号、副市長の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

議案第32号、副市長の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議案第32号は同意することに決定しました。

ここで、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

副市長の選任につきまして、ご同意をいただき、ありがとうございました。ただいま選任いただきました松澤英雄氏が、本日、議員の皆様へ、お礼の挨拶に見えております。ここで、

お時間を頂戴いたしまして、ご紹介させていただきたいと思います。

○副市長（松澤英雄君）

ただいまご紹介いただきました松澤英雄でございます。よろしくお願いいたします。

このようなお礼の言葉を申し上げる機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。このたびは北村市長のご推薦、並びに加藤議長をはじめとする議員の皆様のご同意を賜り、副市長の職を拝命することになりました。私自身、誠に身に余る光栄でございまして、そして、その職務の重さをひしひしと感じているところでございます。

ご承知のとおり、地方は今、非常に厳しい状況でございまして、進展が懸念されております人口減少問題、少子高齢化問題、あるいは産業を支えている人材の不足、そして厳しい財政問題など、さまざまな課題がございます。こうした中、市民の皆様の多様なニーズにお応えするために、八街市を活力と魅力にあふれた、便利で快適で安全で安心な街づくりを進めること、このために、甚だ微力ではございますが、今までの県行政で培ってまいりました経験を活かしながら、北村市長の補佐役として、誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

何とぞ議員の皆様、並びに職員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、お礼の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

日程第2、議案第3号から議案第31号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件14件につきまして、去る3月1日、2日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてです。

これは、行政不服審査法の改正により、不服申し立てに対する審査の手続において、審査庁から諮問を受けて調査審議を行う第三者機関として設置する、八街市行政不服審査会の組織及び運営、その他手数料等の法の施行に関し、必要な事項を条例に定めるものです。

審査の過程において委員から、「この条例を定めるのにあたって、パブリックコメントは実施したのか」という質疑に対して、「第三者機関の設置が内容となりますので、実施していません」という答弁がありました。

次に、「公平、かつ使いやすさを図る内容ですが、対象件数を伺う」という質疑に対して、「審査請求の対象となるものは、処分行為がメインになります。今回、この法では処分行為、

行政側の不作為について対象になっていますので、市全体の件数は把握していませんが、順次整備を進めています」という答弁がありました。

次に、「カラーコピーの手数料が20円になっているが、これで対応できるのか」という質疑に対して、「具体的に積算はしていませんが、国の方から基準的なものが示されているので、それに準拠する形で決めました」という答弁がありました。

次に、「手数料減免の基準はどのようになっているのか」という質疑に対して、「条例上、明確にうたっているのは生活保護になりますが、その他で想定しているものは、災害に被災した場合を想定しています」という答弁がありました。

次に、「近年、異議申し立てはどのぐらいあったのか」という質疑に対して、「平成26年度1件、平成25年度2件で、年間数件です」という答弁がありました。

次に、「審理員による審理手続となりますが、この審理員は誰がなるのか」という質疑に対して、「処分行為に関わりを持たない他部局の課長クラスがあたるようになります」という答弁がありました。

次に、「行政不服審査員は、公正な判断をすることができる人を市長が委嘱するとのことですが、具体的にどのような方が対象になっているのか」という質疑に対して、「弁護士の先生を筆頭にして、行政経験者、各種団体代表などを選出の対象と考えています」という答弁がありました。

次に、「職務上で知り得た秘密を漏らしてはならないとなっているが、漏らしてしまった場合の罰則規定は、どのようになっているのか」という質疑に対して、「本条例での罰則規定はありませんが、この審査会の委員は非常勤特別職になりますので、地方公務員法で罰則の適用があります」という答弁がありました。

次に、「審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるとなっているが、想定されるものはどのようなことか」という質疑に対して、「本会を運営するための要領等を定めるものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成28年4月1日から総務部企画課を総務部企画政策課へ名称変更することから、八街市総合計画審議会の庶務を所管する課の名称について変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成28年4月1日から総務部行財政改革推進室を総務部財政課へ統合する組織改正をすることから、八街市行財政調査会の庶務を所管する課について、財政課へ変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「統廃合することによって、どのようなことが期待されるのか」という質疑に対して、「行革の一環として、昨年度策定した定員管理計画の目標を達

成するためのもので、決して行革を後退させることではありません」という答弁がありました。

次に、「平成30年までの定員管理は、どのような状況になるのか」という質疑に対して、「今年度3名の減、平成26年度当初比で平成30年度までに26名の削減目標を掲げています。平成30年度の職員数は、530名を目標としています」という答弁がありました。

次に、「いろいろな知識、経験がある退職された方々が大勢います。再任用で職員を補っていくことについては、どのように考えているのか」という質疑に対して、「行政経験を豊富にお持ちでいらっしゃいますので、大切な財産であると考えています。不足する職員を補う目的ではありませんが、再任用職員を活用しながらの定員管理と考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、行政不服審査法の改正により、八街市公文書公開制度での不服申し立てについて、行政不服審査法の規定による審理手続をとる必要がありますが、八街市公文書公開制度は行政不服審査法に準じた審査会を設置しているため、行政不服審査法の規定は適用しないこととするなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「秘密を漏らした場合の処罰規定は、公文書公開条例にあるのか」という質疑に対して、「罰則はありませんが、他の条例等にも罰則規定を定められた方がいいものもありますので、それらと合わせながら検討したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、行政不服審査法の改正により、八街市個人情報保護制度での不服申し立てについて、行政不服審査法の規定による審理手続をとる必要がありますが、八街市個人情報保護制度は行政不服審査法に準じた審査会を設置しているため、行政不服審査法の規定は適用しないこととするなど、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方公務員法の一部改正等により、任命権者の報告事項として、職員の人事評価の状況、職員の退職管理の状況等を加えるなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「人事評価の具体的内容を伺う」という質疑に対して、「人事評価には、能力評価、業績評価があります。能力評価は、技術、知識、チームワーク、リーダーシップなど、それぞれについて評価基準を示していますので、個人が自分で自分の能力を評価して、それを課長が評価し、部長が調整することになります。業績評価は、年度初めに立てた目標を能力評価と同様に自分で評価し、課長、部長へと提出するようになりま

す。また、人事評価の内容は公表していません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、八街市職員の退職管理に関する条例の制定についてです。

これは、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による現役職員への働きかけの規制及び再就職情報の届出義務に関し、退職管理の円滑な実施を図るために必要な事項を条例に定めるものです。

審査の過程において委員から、「離職後2年間、再就職の届け出をしなければならないとありますが、2年間の根拠を伺う」という質疑に対して、「条例上の2年間は、地方公務員法と合わせています」という答弁がありました。

次に、「再就職情報を届け出るのにあたり、営利企業以外の法人、その他団体の地位に就いた場合とありますが、どのような団体なのか」という質疑に対して、「NPO法人であっても、報酬を受け取る場合、対象になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、非常勤の特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、議案第3号、八街市行政不服審査法施行条例の規定に基づき設置する行政不服審査会の委員が非常勤の特別職となることから、その報酬について本条例に加えるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「行政不服審査会は専門的な方が配置されるには、報酬額を会長9千円、委員8千200円では少ないのではないか」という質疑に対して、「専門性を考えますと、確かに少ないと感じるところです。今後の検討課題と考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、特別職職員の給料月額と特例による給料減額について、近隣市の動向や財政状況等を踏まえて総合的な見直しを行うもので、給料月額を市長は83万円に、副市長は69万円に、教育長は65万円に改正し、また、平成28年度における特例として、当該給料月額を、市長は5パーセント、副市長と教育長はそれぞれ2パーセント減額することについて、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「本則に踏み込んだことは評価したいと思いますが、実際には減額率も見直しをし、平成27年度より、市長では5万7千500円増という状況になっています。審議会の中で、減額率について審議されていないようですので、不十分な報酬等審議会の審議であると思いますが、減額率を引き下げた理由を伺う」という質疑に対して、「他市の状況を見ますと、最近では特別職の給料の減額をやめる情勢になってきています。また、わずかながらであります。本市の財政状況も少し回復の兆しもあるという中での減

額率の判断となりました。報酬等審議会で審議をするのは給料月額になりますので、減額率について報酬等審議会に諮ることはありません」という答弁がありました。

次に、「この改正により、前年度と比較してどのくらいの増額になるのか」という質疑に対して、「今年度の削減後の額と比較すると、三役合計で年額127万円の増となります」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「今回、条例本則に踏み込んで、月額86万円を83万円に見直したことは大変評価したいと思います。しかし、減額率15パーセントを5パーセントに見直したことで、平成27年度より実支給額が5万5千円もの増となったことは、市民の納得は得られません。消費税増税、年金の引き下げのもとで、4月からは高く払いきれないと悲鳴の上がっている国保税の引き上げ、後期高齢者医療の保険料の引き上げなど、市民の暮らしは負担増の連続です。

また、本市の数少ない福祉制度の難病見舞金制度は、平成27年度の対象疾病の拡大に際し、対象者見込みを約倍にし、見舞金の支給額を月額2千円から1千円に引き下げました。実際には40名ほどの対象者増になっているにもかかわらず、平成28年度もわずか1千円の支給で、名ばかりの見舞金となっています。こうした見直しが先決であります。

さらには、職員の地域手当1.5パーセント、管理職手当20パーセントは減額となったままとなっています。

市民には福祉の切り捨てと負担増、職員には給与削減のさなかに、減額率まで見直し、実質引き上げを図ることは到底認められません。」

次のとおり、賛成討論がありました。

「市長を含む特別職の給料月額の引き下げにつきましては、ここ数年、県内自治体ではほとんど前例がなく、八街市におきましても平成8年に2万円の引き上げ改定が行われて以来、20年ぶりの改定となります。特に市長の給料月額につきましては、市の人口規模や近隣自治体の状況に加えて、市長としての活動状況なども考慮されるべきであり、積極的にトップセールスにあたる北村市長の給料月額につきましても、一定の水準が保たれるべきものと考えます。今回の改定につきましては、本市の財政事情等から総合的に北村市長ご自身が判断され、印旛管内市最低レベルまで引き下げられたものと理解しております。また、額の決定にあたりましては、八街市特別職報酬等審議会において審議され、答申がなされております。

以上から、特別職職員の給料月額につきましては、一定の水準が保たれるべきものと考えますが、本議案上程にあたっての北村市長の強い思いと、審議会において審議いただいたことなどから判断し、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、民間給与との格差を是正するため、給料表の引き上げ改定及び勤勉手当の引き上げ改定等が勧告されたことから、本市にお

いても一般職職員の適正な給与水準を維持するため改正の必要が生じたこと。また、地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を規定する必要が生じたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「民間との較差3千223円と言われているが、実際の給料表の改定では、給料月額を引き上げはどのくらいになるのか。また、総額は幾らか伺う」という質疑に対して、「給料表については、1千100円から2千500円アップすることになります。これに伴う影響額は、期末手当分も含めて総額で5千500万円程度と見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「県の人事委員会では、給料表、勤勉手当、地域手当で較差に対応していくとのことですが、八街市は、地域手当について今回減額ですので、対応できないことになるのか」という質疑に対して、「平成27年度においては、八街では、本来支給3パーセントのところを支給停止していますので、このことから較差は是正されない部分があると考えます」という答弁がありました。

次に、「平成28年度の地域手当は2分の1の削減になるので、職員には十分な対応ができないのではないか」という質疑に対して、「平成29年度は3パーセントに戻したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「人事院勧告の中では、給与制度の総合的見直しが必要となっておりますが、具体的にどのようなことをするのか」という質疑に対して、「平成28年度における給与制度の総合的な見直しとして国から示されているものは、地域手当の支給割合の引き上げ、単身赴任手当の引き上げです」という答弁がありました。

次に、「地域手当の本則の見直しは、あり得るのかどうか」という質疑に対して、「八街市は国の基準で3パーセント支給となっております。この考えと合致していますので、3パーセントのままで行きたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「行政職等級別基準職務表の標準的な職務に記載されている、困難な業務を処理するとは、どのようなことか」という質疑に対して、「4級以上の困難な業務は、班長クラスの仕事となります。この表記については、準則で表現の形が示されています」という答弁がありました。

次に、「現在の職員数を伺う」という質疑に対して、「平成27年4月1日現在で543名、うち28名が技能労務職になります。また、再任用が1名で、合計544名です」という答弁がありました。

次に、「高校卒の初任給が国の基準より高い理由を伺う」という質疑に対して、「国の設定している号級と合わせていますが、市の給料表が若干高目となります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定についてです。

これは、本市の財政状況は財政推計等から鑑みて当面厳しい状況が続くことが見込まれることから、地域手当は1.5パーセントの支給、管理職手当は20パーセント減額することについて、必要な事項を条例に定めるものです。

審査の過程において委員から、「県内で地域手当を支給しているのは約半数の27団体で、この中でも財政の豊かな成田市、船橋市は12パーセント、その他は3パーセントから6パーセントですが、このことについてどのように考えているのか」という質疑に対して、「地域手当は、県内では約半数の団体で支給されているところです。これについては国の示しているパーセンテージもありますが、それぞれの地域の実情に合わせた財政状況等を考慮して、支給されているものと考えています」という答弁がありました。

次に、「今の時代、地域によって物価が違うところはほとんどないと思いますが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「以前は、物価調整のための手当と認識していました。現在、地域手当の意味合いをどこに求めるのかというと、非常に難しいものがあります。人事院勧告は、地域手当を含めて民間企業との格差を埋めるとのことですので、物価調整とは、かけ離れてしまったのではないかと思われるところもあります」という答弁がありました。

次に、「県内での、本市の職員の給与状況を伺う」という質疑に対して、「平成27年度のラスパイレース指数では、市の中で一番低い状況です」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「これまで本市は、行財政改革による歳出の抑制で、職員の削減に取り組み、その上、管理職手当20パーセント減額を10年間にわたり実施してきました。平成27年度は給料月額2パーセント、地域手当3パーセント、約1億4千万円もの削減となっています。今回の特例条例は、地域手当3パーセントのうち半分を支給し、管理職手当20パーセントを引き続き減額するというものです。この間の給与の減額、退職手当の減額など、たび重なる減額となっており、来年度も引き続きこのような措置をとることは問題です。地域手当とともに、10年前に削減されたままの管理職手当の復元は最優先に実施すべきです。総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度求めています。八街市では、今回も20パーセントの削減で、総額714万円にもなります。平成27年度の県内管理職手当の削減は、5市1町、給与削減8市2町、地域手当削減4市となっており、いずれも八街市が含まれています。市政運営の先頭に立つ職員の給与・手当削減の財政運営から、市財政改善の街づくりにいかに取り組むかを重視すべきです。管理職は、自治体にとっては、市政運営にあたり貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として、住民のためにその能力を存分に発揮して働ける環境づくりこそ必要だということを改めて申し述べて、この議案に反対します。」

次のとおり、賛成討論がありました。

「八街市の財政状況は、いまだ厳しい状況が続く中、職員の皆様のご理解とご協力のもと、現在、給料月額の2パーセント削減や地域手当の支給停止、さらには管理職手当20パーセ

ント削減の措置が実施されております。このような削減措置とともに、事務事業の見直しなど、全庁を挙げて行財政改革に取り組まれたことにより、財政調整基金の残高等において、わずかながらではありますが回復の兆しが見えてまいりました。平成28年度の当初予算(案)では、給料月額2パーセント削減を取りやめた上で、地域手当1.5パーセントを支給するとされております。できましたら、なるべく早い時期に全ての削減措置を取りやめていただきたいところではございますが、今後予定されます北総中央用土地改良事業に係る一括償還や、老朽化の進む公共施設対策などを考え合わせますと、いたし方ない判断であると考えますし、地域手当につきましては、北村市長からも平成29年4月からは3パーセントを支給できるよう努力する旨のご答弁をいただいております。

以上から、八街市職員の給与等の支給につきましては、健全かつ早期に改善されますよう要望することを申し添えまして、賛成討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号、平成27年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表繰越明許費の内2款総務費、第3表債務負担行為補正の内1追加「総合行政情報ハードウェアの賃借(消費税率等改正分)」「総合行政情報ソフトウェアの賃借(消費税率等改正分)」、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「八街バイパスに伴い、中央公民館の駐車場の売却はどこになるのか。また、補償金は何に対してか伺う」という質疑に対して、「公民館前の県道に沿った駐車場一列の22台分になります。22台分を失いますが、敷地内でいろいろ確保して、同じ台数分程度の駐車場を確保する予定です。補償費の内容は、主にフェンス、樹木、駐車場の整備の補償になります」という答弁がありました。

次に、「中央公民館前の道路は、バイパスが完成すると通行車輦が増えると思います。公民館の出入り口の安全対策等はどのように考えているのか」という質疑に対して、「県の発注になりますが、市と県で十分協議をして安全確保をしたいと考えています。歩行者の方のためには歩道整備、車輦については右折車線等の整備が必要と考えています。また、将来的には公民館の反対側にあたる交番側についても拡張する予定で、事業を進めています」という答弁がありました。

次に、「地方交付税は、この補正により平成27年度の当初予算より3億円増となり、前年度より6千万円ほど少ないのですが、財源確保ができたと思います。新年度はどのような状況になるのか」という質疑に対して、「今年度においては、この補正により普通交付税は37億3千286万7千円。臨時財政対策債は10億1千240万円となりました。来年度の普通交付税等の見込みでは、積算方法については平成27度とほぼ変わりませんが、国勢調査の関係で、約3.3パーセント、人口が減っています。これに付随して、いろいろと算定経費が変わっているのが現状です。このことから、今年度の交付税額よりは低目に交付さ

れるのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金内容を伺う」という質疑に対して、「新規事業として、国の施策に基づき一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として、平成27年度に実施した臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になられる方を限定して、1人3万円を給付し生活支援を行うものです。給付対象者数は約7千人を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「子どものための教育・保育給付費負担金・補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「国庫負担金は、保育園の施設型給付に係る委託料に関する部分について、国が2分の1を負担するものです。国庫補助金は、来年度から始まる幼児教育無償化の段階的な取り組みの中でのシステム改修に対する補助金になります」という答弁がありました。

次に、「情報セキュリティ強化対策費補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「本市のコンピューターのネットワークは、現在業務系と情報系の2つですが、マイナンバー制度の開始に伴い、個人番号利用事務系、個人番号関係事務関係、及び情報系のネットワークを3つに確実に分断して、セキュリティの強化をしようとするための補助金になります」という答弁がありました。

次に、「通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「マイナンバー制度が開始したことにより、個人番号カードの製造や発行などの事務を担っている地方公共団体情報システム機構に対して支払う負担金が増額になったことによるものです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「市議会議員選挙費のうち、選挙公営費負担金では当初、何名を予定していたのか」という質疑に対して、「当初予算では25名分を計上していました。選挙公営費負担金の減については、厳しい財政状況を考えて、説明会時に経費節減について説明していますので、ご協力いただいたものと考えています」という答弁がありました。

次に、「情報セキュリティ強化対策はどのように行われるのか」という質疑に対して、「総合行政システム、財務会計システム、人事給与システム等が同じネットワークで、インターネットには、現行接続されていないので問題はありませんが、今後は専用回線で他の自治体とつなぐようになりますので、個人番号を利用して事務を行うためのコンピューターだけのネットワークを1つ構築し、現在の業務系を2つに分けるものです。また、USBメモリなどの媒体を接続して利用できないようにします」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバス運行では、日曜日の運用を求める声が市民よりあります。対応策について伺う」という質疑に対して、「現在、地域公共交通網形成計画を作成しています。また来年度、これに続く計画を実施していきたいと考えていますので、そのような市民からの意見も取り込んで協議していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバス運行事業費の印刷製本費減の理由を伺う」という質疑に対して、「前年度までに作成してあった回数券の在庫がありましたので、平成27年度は印刷をする

必要がありませんでした」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「耐震性貯水槽設置を先送りしたものはどこか」という質疑に対して、「交進小学校の西側の市道沿いで、防火水槽設置計画で計画されている箇所でしたが、近接に消火栓があることから、緊急性を考慮し、老朽化した防火水槽を優先しました。この箇所は、平成28年度に計画しています」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようでありました。

「平成27年度の地方交付税は、当初予算より3億円増となりましたが、6千万円の減額となっています。自治体の運営には安定的な確保が必要です。ところが、新年度では、行革等で経費が抑えられた自治体の水準で交付税を交付するという、トップランナー方式を導入しようとしています。これでは地方交付税の、どの自治体にも財源を保障するという本来の役割を大きくゆがめるものであり、自治体運営は一層困難となることは明らかです。地方交付税のあり方を質すことが必要です。

また、国庫支出金では、通知カード・個人番号カード関連事務費委託金として1千234万9千円の交付となっていますが、この1月から始まったマイナンバー制度の運用に、多くの市民が戸惑っています。窓口での社会保障や税の手続の一部などで番号提示が求められています。いまだ制度への理解がされないまま、市民のプライバシーに直結する制度の見切り発車は、あまりにも危険です。一昨年、日本年金機構から膨大な個人情報が出漏れ、大問題になりました。政府が個人情報を一元管理することに対する国民の不信と不安はなんら払拭されていません。個人情報は一旦流出すれば、被害の回復は極めて困難です。

マイナンバーは、徴税強化や社会保障費抑制を目的とした政府の動機から出発したもので、国民には不利益ばかりであります。矛盾と問題点が次々と浮き彫りになる中、本格運用を加速するのではなく、マイナンバー制度は中止、凍結に向け、廃止への検討を行うことが最優先で今行うべきことです。この立場から反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようでありました。

「平成27年度一般会計補正予算は、年度末を控えた現時点での決算見込みに基づき、所要額を増額または減額するなどの予算の整理を行っており、その結果、一般会計は2千74万9千円の増額補正となっております。歳入におきましては、地方交付税のうち、普通交付税が調整率減の復活により、増額となっているほか、国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金などが、決算見込みにより減額するものの、生活保護費などの各事業費や、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費などが増額となるなど、国・県の情報に留意した上で適切な予算計上を行っております。また、歳出におきましても、現時点での決算見込みに基づき、人件費など増減額の調整や、新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費などを計上するなど、歳入と同様に国・県の情報に留意した上で適切な予算計上を行っております。

人口減少や少子高齢化の影響による市税の減少、さらには、社会保障関係経費の増加等が見込まれる中で、健全な財政運営を継続していくため、北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革推進本部、市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減、財源確保に努め、八街

市の将来像の実現をお願いしまして、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「市税の徴収率のアップと税収確保はまだまだ重要な位置にあると思います。これまでもいろいろ取り組んでいますが、平成28年度はさらに踏み込んだ取り組みも必要と考えますが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「本市では、平成20年9月に市税等徴収対策本部を設置して、さまざまな取り組みを推進してきました。口座振替の推進、日曜開庁、夜間相談窓口の実施、また期間を定めた集中滞納整理や納付意識の低い悪質滞納者等への滞納処分の実施などを行ってきたところです。この間、徐々に徴収率は上昇していますが、県内自治体と比較しますと非常に厳しい状況にあります。このため、平成27年度には、納税課職員を1名増員するとともに、納税課内の事務の執行体制の見直し、また、県を通じて国保連合会の方から収納アドバイザーを派遣していただき、5回にわたり指導助言をいただいたところでもあります。平成27年度につきましては、収納アドバイザーについては平成27年度限りとなりますが、基本的には、これまでの取り組みを着実に推進していくとともに、特に現年課税分未納者への早期対応、また昨年度、償却資産の实地調査マニュアルを策定しましたので、償却資産につきましても適正な申告内容の把握に努め、税収増に努めていきたいと考えています。新しい展開としては、徴収事務の執行体制の強化を図るとした観点から、平成28年4月からは、県の税務事務に長年携わり、この3月で県を定年退職する方を任期付職員という形で新たに採用する予定でいます。徴収事務等に関する豊富な専門的知識や経験を十分発揮していただき、税負担の公平性の観点という視点から、税の徴収率の向上はもとより、税収の確保につなげていければと考えています。このような体制強化を図ることで、納税者に対する納税相談等につきましても、引き続き、きめ細かい対応に努めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「償却資産の实地調査マニュアルを作成し、課税の把握に努めているとのことですが、成果を伺う」という質疑に対して、「平成26年度は太陽光発電事業について实地調査を行いまして、約500万円の実績がありました。平成27年度は实地調査マニュアルを策定して、具体的には業種でスーパーマーケット、ホームセンター、合わせて15件を対象にして实地調査を行い、修正申告で約80万円の申告漏れを指摘しました。このほかには、経済産業省に太陽光発電関係の償却資産の照会を行いまして、回答のあった事業所に順次申告書を送付して、償却資産の申告を提出させました。平成28年度の予算としては、前年度と比較して約4千200万円の増加を見込んでいるところです」という答弁がありました。

次に、「個人市民税では、均等割250人、所得割2千500人増の根拠と収納率の見込みを伺う」という質疑に対して、「例年7月に行われる課税状況調べにより、前年度と比較

して、伸び率に基づいて積算しました。収納率は、現年分で個人市民税は95パーセント、法人市民税は98.5パーセントです」という答弁がありました。

次に、「平成28年度から原動付バイクが1千円から2千円に、軽自動車税は現行の7千200円から1万800円に増税となるが、どのくらいの課税台数を見込んでいるのか」という質疑に対して、「合計3万2千30台を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「都市計画税の対象となる事業を伺う」という質疑に対して、「該当するものは、土地区画整理事業、街路事業、公園事業、下水道事業になります」という答弁がありました。

次に、「新年度予算の作成にあたって、一般質問などにより、要望があった事項はどのように反映されているのか」という質疑に対して、「予算編成においては10月頃の担当者を対象とした説明会で開催要求基準等を示し、各課から予算要求がされます。平成28年度の予算作成は、枠内、枠外と分けて要求するように努めました。枠内については通常の経費、枠外は各課から早急に実施したい事業などの要求が、12月末現在で約12億円ありました。枠内要求の中で、3億円ほど余剰がありましたので、各部課長と協議して、199億円の予算を作成しました」という答弁がありました。

次に、「監査員からも予算について指摘を受けていると思いますが、どのように反映されているのか」という質疑に対して、「歳入確保等については、例えば財産収入、公共核施設用地関係。歳出については、外部評価等も絡み、いろいろな事業について取り組むようにご指摘を受けています。外部評価の中で、平成28年度予算に反映するもの、年数をかけて反映するものなどを考慮して、予算が策定されました」という答弁がありました。

次に、「財政の健全化は保たれていると考えているのか」という質疑に対して、「平成26年度の決算に基づいて、財政健全化法による各指標については、財政の健全化は保たれていると言えます」という答弁がありました。

次に、「平成26年度までは、地方交付税と臨時対策債を合わせると50億円ありましたが、平成27年度以降は45億円になり、大変窮屈な状況になっていると思います。今後50億円を割っていく状況になるのか」という質疑に対して、「平成27年度については、普通交付税は約37億3千万円、特別交付税は現在1億7千500万円となっていますが、恐らく特別交付税は2億円を超えるのではないかと考えています。今年度につきましても、約50億円前後で推移するのではないかと考えています。交付税関係については、トップランナー方式など、本市は不利な形になると思いますが、来年度については、さほど影響はないと思います。今後は、トップランナー方式に段階的になっていきますので、若干、交付税は減らされていくと考えています」という答弁がありました。

次に、「分担金及び負担金の保育料については、第1子が就学前に限り、第2子の保育料半額、第3子以降無償が、年収360万円未満の世帯に対し、上の子どもの上限がなくなることが適用されるようになりましたが、本市での対象はどのくらいか」という質疑に対して、「これからシステムが改修され、拾っていくこととなりますので、現在、実際に対象者数は把握していませんが、現時点では、一人親で把握しているのは、約200名と押さえていま

す」という答弁がありました。

次に、「市営住宅の使用料の減額理由を伺う」という質疑に対して、「近年は、入居者数に対して、退居する方が増えています。今年度では、入居が2世帯、退居が24世帯となり、主な退居理由としては、施設に入居、ご結婚などがあります」という答弁がありました。

次に、「市営住宅使用料では、入居基準の滞納については廃止して、入居者を増やす考えはないか」という質疑に対して、「税負担の公平性の面から基準を設けているところで、今の時点ですぐに基準を撤廃するということは考えていません」という答弁がありました。

次に、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は、どのような事業に使用するのか」という質疑に対して、「おやこサロンの運営、ロタウイルス感染症予防接種助成金、移住定住促進事業のウェブサイトの構築、空き家リフォームの工事補助金、婚活イベント、農業体験ツアー、農業体験インターンシップ事業に充てるものです」という答弁がありました。

次に、「発達障害早期継続支援事業の内容を伺う」という質疑に対して、「教育委員会が主体となって、発達障害の可能性のある児童・生徒に対して行われている指導や支援の内容、また経過を適切に進学先等へ引き継ぐための手法について、研究を行うものです。具体的には、実態調査の実施、各学校での研修会の実施、コーディネーターの各学校への派遣、配慮が必要な児童・生徒に対する指導計画の形式の作成、保護者が児童・生徒の学習面や生活面、行動面を確認するチェックシート等の作成などになります」という答弁がありました。

次に、「住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金は前年度より縮小されているが、内容を伺う」という質疑に対して、「平成27年度は50基、28年度は35基とし、15基分減額しています。平成26年度と27年度を比較すると3割強減等になっていますので、新年度予算の積算は、1キロワットあたり2万円、3.5キロワットまでの限度として7万円の35基分としました」という答弁がありました。

次に、「消防費県補助金には、自主防災組織設置促進事業補助金が計上されていましたが、これはどのようになったのか」という質疑に対して、「今年度から、県の補助金の名称が変わりまして、地域防災力向上総合支援補助金になりました」という答弁がありました。

次に、「給食事業収入が、昨年度と比較すると減額になっている理由を伺う」という質疑に対して、「児童・生徒数が減っており、前年度と比較すると164人の減少となります。総数では平成28年度は5千196人です」という答弁がありました。

次に、「生活保護費返還金は、どういう条件の場合、返還が起こるのか」という質疑に対して、「生活保護法の第63条にある、資力があるにもかかわらず保護を受けたとき、また同法第78条により、不正の手段により保護を受けた場合に返還を求めるものです。不正による返還は、平成25年度は15件、26年度は32件となります」という答弁がありました。

次に、「事業系一般廃棄物処理手数料が、前年度より2千100万円の増となった理由を伺う。また、ごみの減量への取り組みを伺う」という質疑に対して、「予算積算の段階で、

減量する部分は勘案せず、搬入量を平成26年度並みとしていますので、料金改定分の増額となりました。事業系の減量の取り組みとしては、搬入物の確認、また、さまざまな機会でも分別についてしっかり指導しながら、減量について周知していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「一般廃棄物回収による廃品売払収入で、売り払いされる品物の種類を伺う」という質疑に対して、「アルミプレス、アルミ殻、缶プレス、鉄、焼鉄、ペットボトル、硬質プラスチック、雑線、家電、古紙になります」という答弁がありました。

次に、「青年就農給付金は、前年度よりかなり増額となっているが、今後、農業後継者が増えていくのか」という質疑に対して、「平成27年度は19名の方に給付しており、うち夫婦型が3組いらっしゃいます。平成28年度は新規に5名分を増額して予算計上しており、今後も、同様に5名程度ずつ増やしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「雑入の各種図書等売払収入の内容を伺う」という質疑に対して、「主なものは、郷土資料館と社会教育課で販売している、歴史に関係する本の売り上げ代です」という答弁がありました。

次に、「図書館の古くなった本は無償配付していますが、実際には募金箱が設置されています。どのような目的か伺う」という質疑に対して、「行革の1つとして、少しでも収入を増やしたいということで寄附していただいているもので、平成27年度は3千円弱、お預かりいたしました」という答弁がありました。

第2表債務負担行為では、「総合行政情報システムの賃借8年間の理由を伺う」という質疑に対して、「前は、システムを構築する際の準備に、1年間では期間が短かったので、今回は準備期間を2年間とし、リプレースが12月になりますので、足かけ8年の契約期間で実施したいと考えています」という答弁がありました。

○議長（加藤 弘君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時18分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○新宅雅子君

次に、「給食センター調理業務委託の内容を伺う」という質疑に対して、「給食センターの第二調理場の調理委託については、平成28年の8月1日から平成29年の7月31日までの1年間で予定しています。平成29年度の4カ月分を計上したものです」という答弁がありました。

次に、歳出1款では、「本市を活性化するためには、議会も勉強しながら政策能力の向上に努めていかなければならないと考えています。議員が政策能力を高め、議員提案を行ってい

く上で、後押しをする政策担当の職員が必要と考えますが、このことについてどのように考えているのか」という質疑に対して、「今後の検討課題とします」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「市長の給与を改定したことによる、市長の退職金の影響額を伺う」という質疑に対して、「50万4千円の減額になります」という答弁がありました。

次に、「本市の平成28年度の正規職員数、臨時職員数は何人になるのか」という質疑に対して、「平成28年度当初の正規職員は538人、臨時職員は本年2月26日現在で257人になります」という答弁がありました。

次に、「一般管理費の臨時職員が、昨年度と比較すると大幅な減額となっている理由を伺う」という質疑に対して、「平成27年度は、定員管理計画で年度当初の正職員を相当減らした事情がありましたので、予備的なものとして6人分を計上していました。平成28年度は1名分の計上です」という答弁がありました。

次に、「職員の健康管理については、どのように取り組むのか」という質疑に対して、「身体的な面での健康管理として、健康診断、人間ドック費用補助の2本立てとなります。メンタル面では、心理相談員による個別相談が受けられる体制を整えています。また、ストレスチェックについては、実施に向けて準備しています」という答弁がありました。

次に、「地域集会施設建設費等補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「文違区のコミュニティーセンター改築費270万円、一区のコミュニティーセンターの修繕費10万5千円です」という答弁がありました。

次に、「市長交際費を削減する考えはないか」という質疑に対して、「平成26年度に150万円、平成27年度に120万円、平成28年度については110万円で予算計上しました。予算は年々削減しているところですが、執行の部分でどれだけ削減できるかがさらに大事だと考えています。必要最小限の支出とすべく、内容を精査して、できるだけ交際費の節減に努めていきます」という答弁がありました。

次に、「電力自由化について、どのように対応しているのか」という質疑に対して、「P P Sの入札を昨年9月に行い、12月から今年の11月までの契約を結んでいます。第1庁舎から第4庁舎、総合保健福祉センター、学校施設関係の16施設では、前年度の電気料金は9千300万円程度ありましたが、入札の結果によって約3千万円削減になっています」という答弁がありました。

次に、「ふれあいバスのターミナルを八街駅前に移転することについての内容を伺う」という質疑に対して、「中央公民館前にあるターミナルの機能を八街駅南口に移転させようとする考えがあります。移転した場合、運転手さんの休憩できる場所として、現在、駅にある休憩場所を使用できることは確認していますが、利用者の待合所は今後検討したいと考えています。来年度、実施に向けた計画の策定を行いたいと考えてます」という答弁がありました。

次に、「文化会館の建設は、前期基本計画の中ではどのように位置付けられているのか」という質疑に対して、「前期基本計画の市民文化の創造と継承の中で、芸術文化事業の充実

として文化ホールなどの施設については、さまざまな観点から検討、研究を行いますと掲載され、総合計画の前期基本計画の5カ年で検討、研究を行うこととなっています」という答弁がありました。

次に、「成田空港活用協議会と千葉県JR線複線化等促進期成同盟は、どのような活動が予定されているのか」という質疑に対して、「成田空港活用協議会は、平成28年度の事業計画はまだいただいていませんが、平成27年度では圏央道の延伸に伴ったプロモーション活動、国内就航先との交流促進、海外に向けた誘客の促進を継続して行っています。細かい事業では、県内首都圏における利用促進キャンペーン、経済活性化セミナー、マーケットリサーチ、成田空港利便性向上のために関連する団体と連携しながら、国等の関係機関に対する要望等を実施しています。JRについては、総武本線沿線の自治体とともに、普通、快速の増発、駅のバリアフリー化などの要望活動等を行っています。成果としては、3月ダイヤ改正において、夜の時間帯の上下線が1本ずつ増発となります」という答弁がありました。

次に、「監査委員の報酬の見直しについて、どのように考えているのか」という質疑に対して、「千葉県市監査員協議会第3ブロックの中で、印旛管内と匝瑳市、旭市、銚子市、香取市の11市と、東金市、山武市を合わせた13市の平均が、議選で4万2千653円となります。本市は4万3千円で平均になりますので、現在見直す考えはありません」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「印旛郡市広域市町村圏事務組合への出資金が、前年度より1千万円ほど増額となっている理由を伺う」という質疑に対して、「主なものは、印旛広域水道事業一般会計出資金で、一番大きな事業としては、印東加圧ポンプ場機械計装設備更新工事が行われることによります」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「避難場所整備事業が前年度より削減されている理由を伺う」という質疑に対して、「備蓄倉庫の整備は、八街中学校に設置する予定で、本校には既に発電機を配備しているため、その分が減となりました」という答弁がありました。

次に、「避難所には、いろいろな方が避難されますので、簡易ベッド、簡易トイレなどの準備は検討しているのか」という質疑に対して、「簡易ベッドについては、現在、災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定を業者と結び、震災時には提供していただけるように協議しています。簡易トイレについては既に備蓄しています」という答弁がありました。

次に、「防災無線の工事内容と目的を伺う」という質疑に対して、「総務省で、既存のアナログ方式の防災無線システムの高度化と電波有効利用の活用を図るために、移行期間は特に定められていないものの、無線設備の耐用年数を経過した上で、デジタル方式に移行するとされています。さらに、アナログの無線免許については、既に更新ができない状況になっています。総務省所管の平成26年度から28年度までの緊急防災減債事業債が起債充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントを活用して、残りのアナログ方式の防災無線について、デジタル化に整備するものです。工事は、防災無線の建て替えになります」と

いう答弁がありました。

次に、「出初め式の食料費の中にアルコールは含まれているのか。含まれているのであれば、改善する余地はありますか」という質疑に対して、「アルコールは含まれています。消防団本部主催による出初め式ですので、本部との協議、また近隣状況を確認したいと思いません」という答弁がありました。

次のとおり、反対討論がありました。

「歳入では、八街市の歳入全体の約19パーセントを占める地方交付税制度が大きくゆがめられようとしています。本来、地方交付税制度は、全国的に一定の行政水準を確保するために、国が地方税収の不均衡による地方公共団体の財政力格差を調整し、自治体独自の判断で使える一般財源として交付されるものです。ところが、交付税の算定を行革等で経費を抑えた自治体を基準にするというトップランナー方式を、歳入・歳出ともに導入するとしています。これでは各自治体の重要な施策の財源を奪うものであり、本来の地方交付制度を大きくゆがめるものです。この制度の導入は認められません。国に対し、地方交付制度の充実を強く求める必要があります。

また、4月からは、庶民の生活の足への増税です。原付バイクが現行の1千円から2千円に。軽自動車税は、現行7千200円から1万800円へと、1.25倍から1.5倍の増税となります。これにより本市は1千800万円の増収になりますが、原付バイクや軽自動車は、交通の不便な我がまちに住む市民にとっては生活に欠かせない必需品であり、消費税8パーセントとともに2重の増税となります。

3点目には、マイナンバー委託金についてです。1月からスタートしたマイナンバー制度は、当初は税・社会保障・災害対策に限ったものでした。ところが、メタボ健診や銀行預金口座、医療、民間分野での利用が拡大され、国が国民の所得や資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックする制度となっています。制度への理解がされないまま、市民のプライバシーに直結する制度の本格運用を加速すべきではありません。マイナンバー制度は中止、凍結し、廃止への検討を国に求めるべきです。

4点目に、土木使用料のうち住宅使用料、前年度比372万7千円の減についてです。入居可能住宅441戸のうち、3分の1が空き家となっており、財産運用が市民の立場に立っていないことを指摘します。空き家の原因の1つに、市税滞納者は入居できないというペナルティーが足かせとなっています。入居を希望する市民は市営住宅に入居できるよう改善すべきであり、行財政改革を進める上では、まず、市財産の効率的な運営を求めます。

5点目には、債務負担行為です。学校給食センター第二調理場委託に関わる2千79万5千円の限度額が計上されています。食育である学校給食を委託することでどのような成果があるのかを、各家庭への説明もないまま、行革ありきの委託は認められません。歳出では、今回、市長交際費の見直しとともに、市長、副市長、教育長の給料を条例本則に踏み込んで改正したことは評価したいと思えます。しかし、市長給与の月額86万円を83万円に見直

したものの、減額率15パーセントを5パーセントにしたことで、平成27年度より実支給額が5万7千円もの増となっています。市民の納得は得られません。

消費税増税、年金の引き下げのもとで、4月からは高く払いきれないと悲鳴の上がっている国保税の引き上げ、後期高齢者医療の保険料の引き上げなど、市民の暮らしは負担増の連続です。また、職員地域手当、管理職手当が復活しないうちに、市長をはじめ、三役の給与の実質引き上げは到底認められません。以上の立場から反対します。」

次のとおり、賛成討論がありました。

「八街市の平成28年度当初予算は、厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成されたとのことであります。

歳入におきましては、財源確保の面で、市税収入の向上を図るという大きな課題を抱えておりますが、現在も、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、今後も収納率向上に向けた取り組みを強化していくとの答弁もあり、引き続き財源の確保に努めるとともに、地方交付税や地方譲与税、地方特例交付金などについては、国や県の情報に留意した上で予算計上をしているほか、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。

歳出におきましては、このような状況の中で、平成27年度に引き続き、まち・ひと・しごと地方創生事業、その他の事業におきましても引き続き実施することとしております。また、新たに、安全で安心な街づくりにつきましては、防災行政無線デジタル化整備工事や自主防災組織運営費など、災害への備えの充実を図っております。さらに、市民とともにつくる街づくりとして、協働の街づくりのあり方を調査、研究する市民参加協働事業の実施や、各地区の快適なコミュニティー環境を整備するための補助事業を引き続き行っております。

このように、バランスのとれた予算配分に努めており、市民の幅広い行政に対する期待に応えられる予算編成がされております。人口減少や少子高齢化の影響による市税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が見込まれる中で、平成29年度以降の健全な財政運営を継続していくため、北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革推進本部、市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減、財源確保に努め、八街市の将来像の実現をお願いしまして、賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

大変申し訳ございません。第14号について、報告漏れがございましたので、申し上げます。

議案第14号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の改正により、審査申出書の記載事項、法人等における資格に関する書面の添付、決定書に関する記載事項、手数料に関する規定の整備を追加することについて、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

○小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件10件につきまして、去る3月3日、4日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、皆様のお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約し、ご報告申し上げます。

議案第15号は、八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成28年4月1日から市民部児童家庭課を市民部子育て支援課へ名称変更することから、八街市子ども・子育て会議の庶務を所管する課の名称についても変更する必要性が生じたため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、介護保険制度の普及により、介護保険制度創設前から実施していた八街市ホームヘルプサービス事業の利用者がいないこと、及び平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴い、八街市ホームヘルプサービス事業を廃止するため、関連する本手数料を廃止することについて、必要な事項を条例に定めるものです。

審査の過程において委員から、「利用者のほとんどが介護保険に移行し、平成18年4月以降、この事業の利用者がいないことを廃止理由としていますが、保険料を払えない人には介護保険サービスが制限されます。今まで、介護保険料を滞納したためにサービスを利用できなかった方は何人いるのか」という質疑に対して、「平成27年度においては、5名の方が給付制限を受けています。通常の1割負担、2割負担ではなく、3割負担で介護サービスを利用いただいています」という答弁がありました。

次に、「この制度を廃止して、利用を必要としている方は、総合支援事業でサービスを利用できるのか」という質疑に対して、「介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年度から実施していますが、市町村の条例に猶予期間を定めることにより、平成29年

4月までに時期が猶予されており、本市の場合、この事業については介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間を猶予期間と定めておりました。本市では、4月から要支援認定を受けた方々が利用する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の2つのサービスを全国一律の基準に基づくサービスから、八街市が実施する総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行するものです。本市が行う介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者が利用する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るもので、従前は介護保険制度における保険給付費の中の介護予防給付費から給付していたものを、同じく介護保険制度における地域支援事業の中に介護予防・生活支援サービス事業費及びその他諸費といった新たな項目を設けて支給するものです。対象者は、新たに要支援認定を受けた方及び65歳以上の方で、基本チェックリストで該当した方が事業対象者となります。年度途中で認定更新により要支援認定を受けた方は、認定更新月から対象となるものです。対象のサービスは、訪問型サービス及び通所型サービスとなり、要支援認定を受けた方が利用していたホームヘルプサービスとデイサービスは新しい総合事業へ移行しますが、今までと同様のサービスが同じサービス単価、料金で利用できるものです」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「利用者のほとんどが介護保険制度に移行したため、平成18年4月以降この事業の利用者がいないこと、また、要介護・要支援認定を受けていない高齢者であっても、要介護状態に陥るおそれのある高齢者については、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を創設することから、八街市ホームヘルプサービス事業を廃止し、この条例を廃止ととしています。

介護保険制度は、老後の安心をみんなで支える制度ということで始まりましたが、実際には、介護保険料を滞納すればサービスを制限されます。平成27年度は5人の方が制限されました。お金がなければ保険があっても介護なし、そういう状況です。また、保険料を納めても、サービス利用料を払えなければサービスの利用を控えざるを得ません。また、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されても、平成28年度の介護予防訪問介護の予算は27年度の44パーセント、デイサービスは56.5パーセント、平成28年度の介護予防サービス等諸費は27年度の76.6パーセントです。これで介護予防ができるのか、日常生活を支援できるのか、大変疑問です。

介護を必要としている人が十分なサービスを受けられないようなことがあってはなりません。介護予防・日常生活支援総合事業は、今年度始まったばかりであり、必要十分なサービスを提供できるかどうかは定かではありません。低料金で安心してホームヘルプサービスができるように本条例を廃止しないよう求め、反対討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成28年4月1日から市民部健康管理課を市民部健康増進課へ名称変更することから、八街市予防接種健康被害調査委員会の庶務を所管する課の名称についても変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第21号、平成27度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表繰越明許費の内3款民生費、9款教育費、第3表債務負担行為補正の内2変更「郷土資料館複写機の賃借」についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「通知カード・個人番号カード関連事務負担金は、市の負担はあるのか」という質疑に対して、「全額、国から委託金として入ってきます」という答弁がありました。

次に、「個人番号カードを申請した方はどのくらいか。また、交付の際に不具合はなかったか」という質疑に対して、「2月29日現在、5千254名の方が申し込まれていると国から連絡を受けています。機構のシステム不具合で、交付に手間取ったと報道がありました。本市の窓口でも、報道のあったときは同じような状況でありましたが、その後については、当然システムは復旧していますので、現在は特に問題がなく、遂行しています」という答弁がありました。

歳出3款では、「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業のシステム改修業務の内容を伺う」という質疑に対して、「計上してある委託料は、システムの改修・運営支援費、申請書作成費等になります。委託先は、パッケージシステムについては株式会社電算です。この費用については、国の100パーセント負担になります」という答弁がありました。

次に、「幼児ことばの相談室の医師等の業務を伺う。また、相談者数の実績を伺う」という質疑に対して、「小児神経科医の先生にお願いいたしまして、発達診断等の業務を行っています。実績は、平成26年度のことばの相談者は、延べ人数で1千158名でした」という答弁がありました。

次に、「子ども・子育て支援新制度システム改修の内容を伺う」という質疑に対して、「システム改修については、平成28年度から始まる幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みとして、国から示されている法律の改正に関係するものです。利用者負担額の算定基準が年収360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の条件を撤廃するとともに、年収360万円相当のひとり親世帯等については負担軽減措置を拡大し、第1子について現行の半額、第2子については無償化することなどになります。抽出の方法が変わってきますので、システム改修を行うものです」という答弁がありました。

次に、「重度心身障害（児）医療費助成は現物給付にすると受診が増えると思いますが、どのくらい増えているのか」という質疑に対して、「平成27年8月から現物給付化となり、16パーセント延びています。新年度に関しても同等の延びを見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「難病療養者見舞金支給の減額理由を伺う」という質疑に対して、「今年度に対象者を拡大したことにより、対象者数を国の試算に基づき見込みましたが、本市においてはそこまで増加がなかったことによります」という答弁がありました。

次に、「家庭的保育講習委託業務の減の理由を伺う」という質疑に対して、「平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度の中に、地域型保育の家庭的保育制度があります。これに従事する方は、市が行う研修を受けた方しか保育に従事することができません。新規事業者の参入がありませんでしたので、今回減額するものです」という答弁がありました。

次に、「生活保護を受けている高齢者数の状況を伺う」という質疑に対して、「保護対象者も年々高齢化の傾向があります。高齢化率は、平成25年度48パーセント、平成26年度48.8パーセント、平成27年度は28年1月末で49.5パーセントになります」という答弁がありました。

歳出4款では、「健康診査委託料が減額されています。検診の受診率を伺う」という質疑に対して、「平成27年度の受診率は、胃がん検診16.8パーセント。大腸がん検診32.5パーセント。乳がん検診39.1パーセント。肺がん検診21.9パーセント。前立腺がん38.4パーセント。子宮頸がん検診は本年2月に終了となりましたので、まだ集計されていません。平成26年度で申し上げますと18.8パーセントです」という答弁がありました。

歳出9款では、「朝陽小学校はグラウンドの整備が終了したとのことですが、トラックはどのような状況か。また、プレハブの跡地利用について伺う」という質疑に対して、「朝陽小学校のグラウンド整備は、砂を入れ直すことと、遊具修繕の2つの工事を実施しました。トラックは、直線で100メートルのコースと、トラック1周で200メートルコースの工事を実施しました。西側の築山とプレハブ校舎を解体し、グラウンドの一部となっています」という答弁がありました。

次に、「小学校児童援助奨励費は見込みを下回ったとのことですが、内訳を伺う」という質疑に対して、「当初の延べ人数は200名で、平成28年1月末現在の延べ人数は201名となりますが、この中には、途中で取り消しをされた方、認定をされた方も含まれていません」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度関連事務費、及び民生費の難病療養者支援事業費に対する反対討論をします。

日本に住民票を持っている全ての人に12桁の番号を付けて、国が個人情報管理するマイナンバー制度の運用が1月から本格的に始まりました。一部の社会保障の申請、金融機関の窓口などで番号の提示を求められることになりました。しかし、全国で多くの人に、まだ番号の通知が届いていません。本市では、968人が未通知の状態です。また、希望する人への個人番号カードの交付でも、カード交付を全国的に管理する地方公共団体情報システム

機構のシステムがたびたび不具合を起こし、多くの市町村で個人番号カード交付が一時できなくなったりしましたが、政府も機構も具合の詳細な理由を説明もしない、大変不誠実な態度です。個人番号カードは現在、身分証明書以外に使い道がありませんが、顔写真、氏名、住所とマイナンバーが一体で記載されているカードを、紛失盗難などでマイナンバーが他人に運用されれば被害の回復が困難です。住民に番号を付け、民間分野でも広く使われているアメリカや韓国では、大量の個人情報漏れや、なりすまし犯罪が続出しています。日本においてもマイナンバー関連詐欺が相次ぎ、被害が広がっています。国民にメリットがないどころか、プライバシー侵害など、デメリットしかないマイナンバーは中止、凍結すべきです。

また、民生費の難病療養者支援事業費は、対象見込みを2割増しとしていましたが、見込みを下回ったことに加え、支給額を1人あたり2千円から1千円に引き下げたことが減額の理由となっています。対象者が多少増えるからといって、支給額を1人あたり2千円から1千円に引き下げるべきではなく、2千円に戻すよう要望しまして、反対討論とします。」

賛成討論が次のようにありました。

「まず、年金生活者支援臨時福祉給付事業費2億2千265万1千円。これは、国からの助成金ではありますが、今般の補正に盛り込み、65歳以上の該当する高齢者に給付するという、大変明るい希望を与えるものです。また、平成28年度より新設される子育て支援課に対し、準備段階として子ども・子育て支援制度システム改修事業についても今般の補正に組み込み、スムーズに新年度へのつなぎを図ろうとしており、新しい課への不安解消と意気込みが伺われ、評価したいと思います。」

一方、ことばの相談室運営費が34万円と若干の減額補正となっておりますが、子どもたちには早くからの正しい言葉遣いを身に付けさせ、不安を抱える保護者に安心感を与えることは、極めて大切なことですので、今後は予算が不足してしまうほどの積極的な活動を期待いたしまして、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第22号は、平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第23号は、平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「社会保障・税番号制度関連事務費の臨時職員の費用は、市の負担なのか」という質疑に対して、「国からの補助があります」という答弁がありました。

次に、「番号制度に関連する新年度の経費について、市の負担はどのようになるのか」という質疑に対して、「臨時職員の経費、機構に支払う負担金については、国からの補助があ

ります。消耗品、通信運搬費については、市の一般財源になります」という答弁がありました。

歳出3款では、「総合保健福祉センターの空調設備は、根本的な解決策が必要ではないか」という質疑に対して、「築20年たち、老朽化が進んでいますので、空調関係のオーバーホールを行います」という答弁がありました。

次に、「介護給付費等認定事業では、65歳を過ぎた障がい者の方たちは、介護保険優先になり、新たに費用が発生したり、十分なサービスが受けられないことが起きていますが、どのように捉えているのか伺う」という質疑に対して、「介護保険にないサービスや、介護保険の限度を超えるものは、障がい者の方でも見られる規定となっています。また、国では、高齢になる障がい者に対する支援について、検討しているところと聞いております」という答弁がありました。

次に、「ひとり暮らし高齢者等訪問業務は、どのくらいの方が利用しているのか」という質疑に対して、「月に1回30分から1時間程度お話をすることで、安否確認、地域からの孤立化を防ぐものです。活動実績は、平成26年度は訪問件数263件、実人員31人。平成27年12月末では、訪問件数193件、実人数で30人です」という答弁がありました。

次に、「介護予防支援業務の内容を伺う」という質疑に対して、「地域包括支援センターから介護予防支援業務を民間の居宅介護支援事業者に委託した際の委託料になります」という答弁がありました。

次に、「ファミリーサポートセンターは、市民の要望になかなか応えきれない状況です。市民のニーズに応えられるように、どのように考えているのか」という質疑に対して、「地域の方々にボランティア的な形で支援をお願いしているところで、保育士、看護師等の資格を所持している方ではありませんので、八街市としては、当分の間は1歳以上の支援をしていこうと考えています。0歳からの切れ目のない支援については、別の形で準備を進めていければと考えています」という答弁がありました。

次に、「老人福祉センターの年間利用者数等を伺う」という質疑に対して、「平成28年1月現在で1万997人、南部は3千847人です。平成25年度と26年度の利用者数と比較すると、若干減っています。減の理由は、お風呂の利用が5日から3日に減ったことによります。通常の利用者数は横ばいです」という答弁がありました。

次に、「家庭児童相談員の活動内容を伺う」という質疑に対して、「電話や窓口において、虐待だけではなく、養護相談、生活相談などを受けています。相談の内容によっては、児童家庭課の方で支援内容を検討して、訪問しています。訪問件数は昨年度314回ありました。この内容が重いものになりますと、児童相談所と連絡をとっています」という答弁がありました。

次に、「保育園管理費の臨時保育士は何名か。また、保育士の不足について伺う」という質疑に対して、「フルタイムの保育士39名、短時間保育士26名、看護師3名で、計68名となります。保育士は不足している状況で、ハローワーク、ホームページ、昨年度は広告

などにより募集したところですが、集まりませんでしたので、保育士派遣業務により対応しています」という答弁がありました。

○議長（加藤 弘君）

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○小山栄治君

次に、「生活困窮者自立支援事業で就労できた件数を伺う。学習支援についてはどのような状況か」という質疑に対して、「就労件数は37件になります。学習支援については、社会福祉協議会において検討していただいているところですが、1つはプライバシーの問題の解決、また、コーディネーターの配置などについて課題があります。一方では、学習支援に前向きなボランティアの方や、場所の提供をしていただける団体がいらっしゃいますが、環境がある程度整備されつつある中、難しい部分がある状況です。一方においては、子どもの貧困対策中での1つの政策である、ひとり親家庭に対する支援については、新しい事業メニューが国の方から出てきました。場合によっては、ひとり親家庭の子どもに対する生活支援、学習支援と組み合わせることも可能とのことですが、このようなことになると、対象がかなり違ってきて、地域の単位の捉え方も検討しなければなりません。これらのことを踏まえて、協力していただける方のご意見を拝聴しながら、意見調整ができればと考えています」という答弁がありました。

次に、「マザーズホームへの入所については、どのようになっているのか」という質疑に対して、「医師の診断書でなく、保健師の意見書でも、つくし園を利用できるようになりましたので、早い時期から、つくし園を利用できるようになっています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「予防接種委託料に、前年度は肺炎球菌ワクチンの予防接種費がありました。新年度予算計上されていない理由を伺う」という質疑に対して、「高齢者肺炎球菌ワクチンは、おとし10月1日から定期接種になりましたので、各種予防費の委託料に含まれています。接種人数ですが、一般の方は1千900人、生活保護等の方が150人を見込み、計上予算額は1千106万6千850円になります」という答弁がありました。

次に、「未熟児養育医療事業対象は増えているのか」という質疑に対して、「計上予算は、平成26年度、27年度の実績から算出しています。人数は、平成26年11人、平成27年11人になり、平成28年度も同数を見込んでいますが、入院月数が延びているので増額しました」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「教育支援センター管理運営費の指導助言者謝礼の内容を伺う」という質疑に対して、「教育支援センターのボランティアになります。畑の作物作り、花の栽培、さらには、例えば門松づくりなど、季節ごとに助言をしていただく方への謝礼になります。また、ナチュラルの相談員の研修会時の講師謝礼になります」という答弁がありました。

次に、「外国語指導助手は1名増員になるのか。また、外国語教育に力を入れていくために、ほかに予算措置はされているのか」という質疑に対して、「1名増員になります。ほかの予算措置としては計上されていません」という答弁がありました。

次に、「教育センターの中で、不登校児童・生徒対策について、事業は実施されているのか」という質疑に対して、「教育センターでは行われていません。不登校対策については、教育支援センターの運営と家庭を訪問する相談員で対応しています」という答弁がありました。

次に、「中学校教育振興費の備品購入が昨年度は5万円でしたが、新年度は約400万円計上されています。中学校の教科書が変わることによる対応なのか」という質疑に対して、「一部改正によるもので、各中学校に全教科1冊ずつ配付します」という答弁がありました。

次に、「教材備品はこの予算で足りるのか」という質疑に対して、「各学校の整備計画を立てて、優先順位の高いところから整備をしている状況ですが、子どもたちの学習の状況をしっかりと見た上で、必要なものを学校と相談しながら検討します」という答弁がありました。

次に、「特別支援教育支援員の状況を伺う」という質疑に対して、「特別支援員は1名減の23名とし、1名を小学校の適応指導教室に配置します。特別支援学級の在籍数は増えていますが、子どもたちのニーズに合わせて活用できるように、見直しを図っています」という答弁がありました。

次に、「図書館法では、12学級以上の学校には図書館司書を置かなければならないとなっていますが、今後の方向はどのように考えているのか」という質疑に対して、「12学級以上の学校に配置しなければならないのは、司書教諭になります。図書館司書は現在4名で、3校ずつ担当しています。今後については、増員要望していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「発達障害早期継続支援事業の内容を伺う」という質疑に対して、「教育委員会が主体となって発達障害の可能性のある児童・生徒に対して行われている指導や支援の内容等を、経過も含めて、適切に進学先等へ引き継ぐための手法について、研究を行うものです」という答弁がありました。

次に、「小学校児童援助奨励は、受給者の数は減っているが、受給率の変化について伺う」という質疑に対して、「準要保護児童・生徒の受給率は、小学校では、平成25年度7.33パーセント、26年度7.12パーセント、27年度6.01パーセントです。中学校では、平成25年度7.32パーセント、26年度7.86パーセント、27年度7.48

パーセントとなります」という答弁がありました。

次に、「生涯学習推進本部は機能しているのか」という質疑に対して、「平成20年頃から休止状態ですが、社会教育委員が活発に活動していますので、現在それにかえて事業を進めています」という答弁がありました。

次に、「郷土資料館で実施されている企画展は来年度も実施されるのか」という質疑に対して、「平成28年10月から12月にかけて実施する予定です」という答弁がありました。

次に、「事務局費の一般職が3人減っている理由を伺う」という質疑に対して、「退職者が1名、朝陽小学校の事業が終了したので施設関係の職員1名、幼稚園就園奨励事務が児童家庭課への移管により1名、計3名の減になります」という答弁がありました。

次に、「ピーナッツ駅伝大会は、来年度60回目になりますので、何か盛り上がりのあるイベントは考えられないか」という質疑に対して、「担当関係団体と協議して、記念大会にふさわしい内容になるよう検討します」という答弁がありました。

次に、「図書館司書は何名か。また、職員が司書の資格を得るために、研修などの措置はされているのか」という質疑に対して、「司書は7名になります。資格を得るための措置はしていませんが、県の方で司書業務の研修会が実施されています」という答弁がありました。

次に、「読書通帳の予算はどのようになっているのか」という質疑に対して、「読書通帳は、図書館独自で作成しますので、紙などを消耗品費で用意します」という答弁がありました。

次に、「中央公民館整備事業の今後の計画を伺う」という質疑に対して、「平成28年度は受変電設備更新工事を行います。29年度はエレベーターの改修工事の予算要求をする予定であります」という答弁がありました。

次に、「学校給食に子どもたちの嗜好は活かされているのか」という質疑に対して、「調査によると、野菜、魚は嫌われており、鶏肉は人気があります。嫌いなものも美味しく食べていただけるような献立を、栄養士が作成しています」という答弁がありました。

次に、「学校給食費の収納率を伺う」という質疑に対して、「小・中学校を合わせて、平成24年度97.07パーセント、25年度96.59パーセント、26年度96.83パーセントになります」という答弁がありました。

次に、「給食センターの第二調理場が8月から委託とのことですが、職員の処遇を伺う」という質疑に対して、「給食センター調理員全員が、次の職場は決まっています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「まず、マイナンバー制度社会保障・税番号制度関連事務費についてです。

赤ちゃんから高齢者、在日外国人まで、住民登録している約1億2千万人に番号を割り振り、税や社会保障の手続などに利用させるマイナンバーは、1月から一部の社会保障の申請、金融機関の窓口などで番号の提示を求められています。しかし、全国で約300万人に番号の通知書が届いていません。八街市でもまだ届いていない方々があります。ICチップ入りの

個人番号カードを発行するシステムが障害を起こすなど、各地で問題が多発しています。トラブルの原因が不明のまま稼働することは許されません。個人番号カードは現在、身分証明書以外に使い道はありませんが、政府は、金融機関の預金口座開設、キャッシュカードやクレジットカード発行、各種ポイントカード、携帯電話の契約など、民間へ利用を拡大しようとしています。自治体でも条例を作れば個人の番号が何にでも使えることとなり、法律で多くの情報がつながる仕組みとなっています。マイナンバーが他人に悪用されたら、被害は甚大です。イギリスでは、個人情報の一元管理による人権侵害が危惧され、2010年に廃止されました。カナダや韓国では民間の利用範囲を制限し、ドイツは税務、フランスは年金や医療、税務などに限っています。このような限定的な番号制度でも、情報流出や、なりすまし被害が続出しています。先行実施している国々の被害状況を直視すべきです。マイナンバー制度はプライバシーを侵害し、憲法違反であるとして、2015年12月1日に150人が訴訟を起こしています。マイナンバー制度の導入で、IT産業には特需がもたらされ、その市場規模は3兆円とも言われています。国民に何のメリットもないばかりか、行政に所得などのプライバシーを把握され、社会保障の抑制につながるのがマイナンバーです。制度の利用拡大中止、制度の廃止を求めます。

次に、民生費の予算についてです。

まず、生活困窮者自立支援事業については、生活困窮世帯の子どもへの支援として、学習支援などの取り組みを求めます。また、障害者福祉費の難病療養支援事業費では、平成27年度に難病対象を拡大したことを理由に、見舞金支給額を2千円から1千円に引き下げました。もともと低い支給額を、消費税増税、物価高と負担が増える中で引き下げるなど、とんでもありません。2千円の支給に戻すよう求めます。子どもの貧困や虐待が増える中で、家庭児童相談員を3人に増員したことは、大変評価できます。ファミリーサポートセンター事業については、出産から切れ目のないサポートができるように、市民のニーズに対応できる体制が求められます。民間任せではなく、市が関わっての対応を求めます。母子援護対策費の自立支援教育訓練給付金予算の2倍化、高度職業訓練促進給付金の創設は、母子世帯の母親が安定した職業につくために必要な制度です。貧困の連鎖を断ちきっていくためにも、継続と拡大を求めます。

また、おやこサロンひまわりを開設し、職員を配置したことは、子育てへの大きな支援となり、多くの方に喜ばれています。家庭的保育事業については、市長が行う家庭的保育講習を受ければ、保育士の資格がなくても従事できるとするものですが、有資格者が責任を持って保育する事業にすべきです。地域型保育についても同様であり、保育は認可保育園で有資格者である保育士が保育するのが当然です。

生活保護の日常生活費にあたる生活扶助は、安倍政権により、平成23年度から段階的に、最大10パーセント引き下げられ、子どもが多い世帯ほど削減額が大きく、育ち盛りの子どもに十分な食事を与えられないなど、悲惨な状況を作り出しています。また、住宅扶助引き下げは、住み続けることができるかと、不安をもたらしており、扶助基準を元に戻すよう求

めます。市民の命、健康を守る衛生費では、ロタウイルス感染症予防接種への助成は、大歓迎でございます。

教育予算では、小学校に適応教室が設置され、不登校対策として大きな前進の一步になると思います。しかし、支援の必要な小・中学生が、平成27年度は前年度より約30人増加していることから、特別支援教育支援員の思いきった増員が必要です。また、全国で貧困が広がっていますが、就学援助の受給率が下がっていることは、私は子どもたちの状況に合わないのかと心配です。給食費を払いきれない世帯などに対応を求めます。

八街市では大変に不登校が多いですけれども、義務教育の中では、不登校の児童・生徒への対応を教育委員会で懸命に頑張っておられます。しかし、義務教育が終わった途端、不登校だった方たちがどうなっているのか、そういう把握ができない状況が続いております。やはり、義務教育が終わった直後から対応を続けて、ひきこもりにならないような、そういう施策が求められます。不登校生徒が多い本市だからこそ、児童健全育成、その宣言に基づいて、いかに若者を健全に育成するか、ここに力を入れていただきたいと思います。ひきこもりの人がいつでも相談できる、仲間作りができる体制を求めます。

そして、人々が集い、文化の中心となる公民館の耐震化について、終了したことは、大変安心できます。しかし、外壁や内装、カーテンなど、全体的に老朽化が目立ちます。計画的な対応を求めます。また、図書館については、空調設備について、しっかりと対応を求め、反対討論といたします。」

賛成討論が次のようにありました。

「八街市の平成28年度当初予算は、厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成されたとのことであります。

歳入におきましては、財源確保の面で、市税収入の向上を図るという大きな課題を抱えておりますが、現在も、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、今後も収納率向上に向けた取り組みを強化していくとの答弁もありました。また、地方交付税や地方譲与税、地方特例交付金などについては、国・県の情報に留意した上で、予算計上をしているほか、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。

歳出におきましては、このような状況の中で、社会保障費関連の扶助費や子ども・子育て関連、教育施設整備関連などの事業を実施することとしております。健康と思いやりにあふれる街づくりにつきましては、ロタウイルス感染症予防接種費助成金や、明德やちまたこども園に対する私立認定こども園施設整備費補助金など、子育て環境の充実を図るための経費を計上しております。次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、八街中学校避難階段設置工事や、八街南中学校の受水槽交換工事などを実施しております。

このようにバランスのとれた予算配分に努めており、市民の幅広い行政に対する期待に応えられるものと思われま。人口減少や少子高齢化の影響による市税の減少、さらには、社

会保障関係経費の増加等が見込まれる中で、平成29年度以降の健全な財政運営を継続していくため、北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革推進本部、市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減、財源確保に努め、八街市の将来像の実現をお願いしまして、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第27号は、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「ジェネリック差額通知業務の内容を伺う」という質疑に対して、「対象世帯は2千世帯で、年4回の通知を予定しています」という答弁がありました。

次に、「人間ドック助成金の近年の推移を伺う。また、脳ドックについては検討されているのか」という質疑に対して、「受検者数は、平成24年度135人、平成25年度199人、平成26年度223人、平成27年度は現在で250人ぐらいです。脳ドックについては、現在検討しています」という答弁がありました。

次に、「保険税の収納率の見込みを伺う」という質疑に対して、「市税等徴収対策本部の現年度分の目標が87パーセントですので、これにあわせて予算計上しました」という答弁がありました。

次に、「脆弱な財政運営の中では、一般会計からの繰り入れが必要であると考えます。今後もこの繰り入れをしていきながら、国保税を引き上げない方向で運営をしていけないか、伺う」という質疑に対して、「法定外繰り入れは、国保側から見れば幾らでも入れていただきたいと考えますが、国保が厳しいのと同じように、一般会計も厳しいので、一般会計、国保会計の全体を考慮して、繰り入れを考えなければならないと考えています」という答弁がありました。

次に、「国保運営協議会では、どのような経緯で今回の国保税引き上げが賛成されたのか」という質疑に対して、「国保運営協議会に、現在の国保の会計状況、財政状況を説明しまして、上げざるを得ない状況をご理解いただけたものと考えています。引き上げを取りやめるべきなどの意見はありませんでした」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「消費税増税、物価高の上、さらに収入が減る中、昨年4月には介護保険料が19.8パーセントも引き上げられ、本当に大変と悲鳴が上がっているにもかかわらず、この4月から平均6.8パーセント、6千83円も国保税が引き上げられました。その結果、新年度の国保税収は約6千761万円の増収、収納率は現年度分で87パーセントを見込んでいます。近年、わずかずつですが収納率が上がっているものの、徴収強化をしても、この間の収納率が87パーセントに届いたことはありません。市民の暮らしを顧みない無謀な見込みであると言わざるを得ないのではないのでしょうか。今回の引き上げにより、40歳以上の夫婦で子ども2人の年間所得200万円の世帯では3万9千円、13.2パーセント増となり、年間の所得の16.7パーセントが国保税となります。子どもの貧困にさらに輪をかけることに

なると思います。また、高齢者は年金が下がる中、27年度から介護保険料が引き上げられ、65歳以上の夫婦で年間所得200万円の世帯の場合、国保税は、今回の引き上げで2万6千50円、年間所得の12.8パーセントで、引き上げとなって、暮らしが直撃されます。八街市の国保加入者の1人あたりの所得水準は、全国平均83万円より5万円以上低くなっており、高過ぎて払いきれません。平成26年度の国保税の現年分収納率は、県平均89.2パーセントですが、八街市は84.5パーセントと、大変低くなっています。国保税引き上げは、収納率をさらに低下させてしまいます。また、国保税を納めたものの病院に行けないなど、市民の命と健康が脅かされます。払える国保にこそ、しなければなりません。市民の暮らしを無視して国保税を引き上げ、さらに徴収率87パーセントを目指しての徴収強化は許されません。まして、滞納世帯に対し、病院窓口で医療費全額を払わなければならない資格証明書の発行を絶対にやめるべきです。

本市において資格証明書を交付されている世帯の受診率は9パーセント程度と低く、命と健康を守ることができないのは明らかです。資格証明書の発行については、2008年の厚生労働省の通知、2009年の日本共産党、小池晃議員の質問主意書に対する政府答弁、2008年及び2010年の国保法改正で取り扱いが決められました。その内容は、資格証明書は機械的な運用をせず、発行対象者に対し、保険料の滞納が資格証明書の発行につながることを十分に伝え、理解を得た上で行うこと、また資格証明書の発行は文章だけでなく、電話督促や戸別訪問などの方法により接触を図り、実態把握により特別な事情の有無の把握を適切に行った上で実施することとしています。本市においてもこの内容に従って、資格証明書の運用を丁寧に行うべきです。それができなければ、これは中止すべきです。

八街市では、クリーンセンター建設や八街駅北口開発、それに続く第三雨水幹線事業と、立て続けに大きな事業をした結果、長年、一般会計からの繰り入れもありませんでした。払える国保にするために、一般財源から繰り入れをして、国保税の引き下げをすべきです。また、国の補助金を元に戻すよう、強く働きかけるよう要求します。また、国保運営協議会において、国保税引き上げが答申されましたが、議事録の公開を求めます。また、市民の皆さんが、健康で元気に暮らせるよう、地域で病気予防策をさらに推進するよう求め、反対討論とします。」

賛成討論が次のようにありました。

「我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでも、どこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。

この国民皆保険制度を支えている国民健康保険特別会計につきましては、国保加入者の減少や無職者等の増加により、保険税収入が年々減少している一方、高齢者の増加等により保険給付費が年々増加しております。平成28年度予算につきましても、保険給付費の増加により、平成27年度と比較して2.3パーセントの増となっております。国民健康保険特別

会計は、平成25年度、平成26年度と連続しての赤字決算という大変厳しい状況にある中、保険税率の改正により保険税収を確保するとともに、一般会計からの繰り入れも増額するなど、歳入確保が図られた予算となっております。また、約2千人を対象としたジェネリック差額通知を行うことや、人間ドックの受診者の増加等、多くの改善努力が見てとれます。

国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率の向上に向けた施策を展開するとともに、医療費の抑制に努力していただき、国保の広域化という時代の変化を踏まえ、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第28号は、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「後期高齢者医療広域連合負担金は、予算で昨年度と比較すると15.8パーセント増えています。直近の実績を伺う」という質疑に対して、「平成26年度決算の過年度分を含めた調定額は、3億1千907万9千円になります」という答弁がありました。

次に、「保険料1人2千489円、3.70パーセント引き上げとのことですが、この引き上げによって、本市の総額がどのくらい増になるのか」という質疑に対して、「平成28年度、平成29年度と保険料が上がりますが、平成28年1月末現在の被保険者数で試算すると、総額で1千861万円の増になります」という答弁がありました。

次に、「県の保険料収納率の見込みは99.25パーセントとしていますが、本市の見込みと実績を伺う」という質疑に対して、「県内統一の保険料であり、収納率の見込みについても統一されており、99.25パーセントです。本市の実績は、平成25年度現年度分の収納率で98.75パーセント、平成26年度は98.59パーセントです」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「年齢で区別、差別をする後期高齢者医療制度は、平成20年に導入され、75歳以上の高齢者で構成されています。平成28年度予算は、保険料の改定により、所得割を0.5パーセント、均等割を1千700円引き上げることにより、保険料1人あたり2千489円、3.70パーセントの引き上げとなり、年間保険料は6万9千812円にもなります。県は、収納率の見込みを99.25パーセントとしておりますが、平成25年度、26年度の収納率は、八街市では大変低く、この県の目標に届かせるためには、徴収強化しかありません。また、保険料を払ったものの、今度は病院に行くお金がなくなってしまいます。そういうことでは、命が脅かされます。日本共産党は、75歳以上の人口と医療費の増加が保険料に際限なくはね返る制度では高齢者の健康と命を守れないと、反対してきました。今回の保険料引き上げ率は、2年前の改定以上に高くなっており、この制度を続けるほど、高齢者の負担が増えるのは明らかです。だからこそ、制度が始まる時、国民多数が反対の声を上げました。

今回の改定においては、食事療養費の自己負担も改定となり、低所得者1、2以外は260円から360円に引き上げます。この制度について、十分定着していると意がありますが、消費税増税、物価高、年金引き下げ等、暮らしを破壊する施策が続けられるもとの、さらに負担を押し付ける後期高齢者医療制度では、高齢者の命と暮らしを支えることができないことが、年数を経るほど明らかになっています。制度の廃止を求め、反対討論とします。」

賛成討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々がこれからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成20年度に創設され、以降8年が経過いたしました。この間、幾たびの改正を行い、国民会議の取りまとめでも、現在では十分定着しており、今後も現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との報告も出されております。

さて、このような中、平成28年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては改定の年であり、保険料率0.5パーセント、均等割額1千700円の増となっておりますが、保険料軽減措置を拡大し、被保険者の負担軽減に配慮されております。また、給付につきましては、被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。

今後ますます進む高齢化社会の中で、高齢者医療制度については国の動向に十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待して、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第29号は、平成28年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「昨年度19.8パーセントの介護保険料が引き上げられ、7千583万円強の保険料増額見込みでした。平成27年度の収納率の状況を伺う」という質疑に対して、「平成27年度の収納状況は、平成27年12月末の納期に対する収納は、普通徴収が73.54パーセント、特別徴収を合わせた全体では96.37パーセント。前年度の同時期と比較すると、普通徴収が2.92ポイント、全体では0.56ポイント、それぞれ増加していますので、大体、前年度と同様程度の収納率と考えています」という答弁がありました。

次に、「サービスを制限される方の近年の推移を伺う」という質疑に対して、「給付制限の対象者の推移は、6月1日現在の調査ですと、平成27年度4名、26年度4名、25年度5名、24年度1名、今年度の12月末では5名となっています」という答弁がありました。

次に、「介護施設等整備事業交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「県の交付金を活用した介護施設等の整備であり、第6期介護保険事業計画で計画してある施設整備に対するものです」という答弁がありました。

次に、「包括支援事業・任意事業の高齢者虐待防止連絡協議会委員は何名か。また、各施設での夜勤体制は大体1名で実施されていますので、2名体制にするような指導はできないのか」という質疑に対して、「現在の委員総数は12名で、当初予算の報償費に該当する委員数は6名です。夜の勤務体制については、宿直で勤務している方は1名になると思いますが、緊急時にすぐに駆け付けられるように1名は確保されていると思います。それ以上に対応することは、市独自では難しいところだと思いますので、緊急時に駆け付けられる職員を多く確保するように、地域密着型事業所には呼びかけをしたいと考えます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「老後の支えになるべき介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに、介護保険料の引き上げ、制度改悪がされてきました。平成27年度からの第6期介護保険制度において、保険料は19.8パーセント引き上げられました。また、要支援者の訪問・通所介護が介護保険の対象から外されました。本市においては、4月以降、総合事業サービスなどによって、今までどおり必要なサービスを提供するとしています。今後もぜひ、十分な予算をとってサービスを提供していただきたいと思います。

特養ホームへの入所は、原則要介護3以上にしたことにより、待機者は少なくなっていますが、介護度が軽度と判定された人は、特養への入所申し込みもできず、待機者とも判定されなくなりました。しかし、平成23年度は要支援1、2の方が333人、全体の15.1パーセント、24年度は13.0パーセント、25年度は17.1パーセントの方が特養に入所していました。介護度が低い人も、安い費用で入所できる施設が必要です。低所得者を対象とした施設の居住費、食費負担に対する軽減制度では、特養で7割、老健で5割の人が利用しています。しかし、世帯分離しても配偶者が課税されていたら対象外にされます。預貯金も、たんす預金も申告制となり、困っている方が出ております。高所得者の利用料の1割から2割への引き上げは、サービス利用の継続が心配されます。介護を必要とする人が十分な介護を受けられるよう、制度の充実、介護保険料・利用料の軽減を求め、反対討論とします。」

賛成討論が次のようにありました。

「平成27年12月末日現在の高齢者人口は1万8千533人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は25.49パーセントに達し、2千429人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較いたしますと、高齢者人口は約2倍に、要支援・要介護認定者数は約2.9倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しているところです。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等の増加が予想される中、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進して、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す介護予防・日常生活支援総合事業について

も、新たに予算計上しております。

このような点を考慮し、平成28年度八街市介護保険特別会計予算について、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、健全な財政運営及び適正な介護サービスの提供を要望し、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑なしと認めます。

次に、木村利晴経済建設常任委員長。

○木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件9件につきまして、去る3月7日、8日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、審議順にご報告申し上げます。

議案第20号は、市道路線の認定についてです。

これは、八街字新氷川小路地先の道路など、開発行為により帰属を受けた道路18路線について、新たに市道として認定するものです。現地調査をし、審議しました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてです。

これは、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する地方公共団体は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費生活相談等の事務により知り得た情報の安全管理に関する事項について条例に定めることとされたため、必要とする事項について条例に定めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、八街市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、行政不服審査法の改正により、「異議の申し立て」を「審査請求」に、不服申し立てのできる期間を30日から3カ月に変更するなど、行政不服審査法に準じた条例にするため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号、平成27年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費の内7款土木費、第3表債務負担行為補正の内1追加「弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金」についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「水質対策事業の地下水水質調査業務の検査数と結果を伺う」という質疑に対して、「平成27年度においては、南部地区60カ所実施しました。基準値を超えた箇所は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素21カ所、亜硝酸態窒素1カ所、一般細菌1カ所、マンガン3カ所、鉄分1カ所、色度1カ所、臭気4カ所になります。なお、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出された場合は、市で浄水器の補助をしています」という答弁がありました。

歳出5款では、「青年就農給付金では、平成26年度から27年度へ何人継続しているのか。また、夫婦型による減額理由を伺う」という質疑に対して、「青年就農給付金の継続受給者は11名になります。夫婦型による減額理由は、通常1人150万円を限度に給付する形になっていますが、夫婦型の場合は、ご主人に150万円、奥様に半額の75万円の年額給付になります。このことにより、夫婦型が3組いらっしゃいますので、75万円掛ける3人分の225万円減額するものです」という答弁がありました。

次に、「新規就農者就農支援金の給付状況を伺う」という質疑に対して、「現在10名の方が給付を受けています」という答弁がありました。

次に、「生産力強化支援事業補助金の減額理由を伺う」という質疑に対して、「平成26年度に、県から予算に余裕があるということで2次募集がありました。平成27年度に事業を要望していた方に前倒しのご案内を差し上げたところ、4名の方が平成26年度中に事業を実施したことによります」という答弁がありました。

歳出7款では、「榎戸駅整備事業の駅前周辺整備工事の工期について伺う。また、内容を伺う」という質疑に対して、「この工事は繰越明許費として、全額が平成28年度の事業となります。市道104号線の改良工事は、現在市道に自転車駐車場がありますので、これを取り壊して、車寄せ、歩道の整備が含まれています。東口の広場整備工事は、東口の介護施設の隣に広場を作る予定です。防犯灯工事については、榎戸駅周辺の用途地域内にあります約350カ所の防犯灯をLED化する予定です」という答弁がありました。

次に、「市営住宅使用料の不納欠損の対処はどのようになっているのか」という質疑に対して、「市営住宅使用料は、長い間、滞納されている方が多い状況です。平成26年度においては、本人が亡くなっている、なおかつ連帯保証人の方も亡くなっているなど、回収の見込みがないと判断したものを不納欠損処理しました。今後は、現在住宅に入居されている方、連帯保証人のいる方については、請求を続けた中で検討していきます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「公共下水道雨水整備事業費の水質検査の結果を伺う」という質疑に対して、「水質検査は工事着工前と竣工後に行うものですが、その検査報告がまだ完了していませんので、まだ結果が出ていません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号は、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「漏水の対応は、どのように考えているのか」という質疑に対して、「本市の漏水の多いところは、本管でいうと石綿セメント管の継ぎ手になりますが、漏水箇所を修理して漏水をとめても、すぐに漏水の復元現象が起こっています。根本的に石綿セメント管を更新していくことが抜本的には有効な手だてになると思いますが、年間1億円、もしくは延長1キロメートル分を予算計上しながら進めています。来年度にかけて経営の状況を把握して、今後の計画にどのように活かしていくか、検討を行う予定ですので、その中で具体的な部分について検討、検証していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「石綿セメント管の更新は、1年に1キロメートルのペースだと何年かかるのか」という質疑に対して、「あと石綿セメント管の延長が約40、4、5キロメートルありますので、年1キロメートルということであれば、約45年かかることとなります」という答弁がありました。

次に、「更新工事をするにあたって、道路事業とのタイアップはしているのか」という質疑に対して、「道路管理者と調整をし、経費節減に努めています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第31号は、平成28年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「水道は、市民にとって大変大切なライフラインです。災害時、また大きな停電時の対応について伺う」という質疑に対して、「備蓄品としては、トラックに積載できる1千リットルの給水タンクが2基あります。また、10リットルの給水パックも用意し、災害時等に対応するよう準備しています」という答弁がありました。

次に、「災害時の大木配水場はどのような対応になっているのか」という質疑に対して、「大木配水場には自家発電機はありませんので、地震などで送配水管に破損がなければ、榎戸配水場の自家発電機を稼働することによって、配水は対応可能です」という答弁がありました。

次に、「大きな災害により、管が数カ所にわたって破損した場合の対応を伺う」という質疑に対して、「管の破損となると、大きな地震が想定されます。他の市町村や数社の管メーカーと連携、協定はしているところですので」という答弁がありました。

次に、「水道料金の徴収業務は間接納入方式と直接納入方式がありますが、本市の場合は委託していますので、間接納入方式です。個人情報データの全部、民間にわたっていますので、直接方式に変える考えはないか伺う」という質疑に対して、「現在契約の中では、情

報の漏えいに関して特約事項で定めていますが、懸念される事項ですので、検討したいと思います」いう答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「美しい作田川を守る会の活動内容を伺う」という質疑に対して、「作田川の水質浄化を目的に設置されている団体になります。事業としては、水質モニター、作田川の水質検査を年3回、川魚の放流、啓発物品の配布、視察研修、浄化槽の講習会等を実施しています」という答弁がありました。

次に、「水質対策事業費の浄水器設置費補助は、自分で水質検査をした結果でも補助対象となるのか」という質疑に対して、「対象となりますが、宅地の前面の道路に上水道が敷設されている場合は対象外となります」という答弁がありました。

次に、「亜硝酸態窒素が検出され、浄水器が設置された後の水質データはあるのか。また、亜硝酸態窒素の除去は、どのような浄水器が有効か、研究はされているのか」という質疑に対して、「設置した後に、水質の確認はしています。亜硝酸態窒素の除去には、イオン交換法、浸透法が有効であると聞いています」という答弁がありました。

次に、「自動車騒音常時監視業務の内容を伺う」という質疑に対して、「平成24年度より県から事務移管された業務で、24時間の騒音調査及び交通量調査を昼夜それぞれ2回行っています。調査箇所については、対象となるのが国・県道と市道になりますが、市道については片側2車線以上の道路となっていることから、本市についてはありません。平成26年度は、千葉八街横芝線、八街三里塚線、八日市場八街線の3路線を調査しています」という答弁がありました。

次に、「八富成田斎場運営費負担金が前年度より増額となっている理由を伺う」という質疑に対して、「前年度と比較すると約500万円増額となっています。主なものは、屋根の雨漏り修繕工事によるものです」という答弁がありました。

次に、「危険害虫駆除業務の内容を伺う」という質疑に対して、「オオスズメバチなどの危険な蜂の駆除費になります」という答弁がありました。

次に、「地下水水質調査業務の場所の設定は、不法投棄があった場所などで、長年の水質の経緯を監視することについては理解できますが、調査場所の変更については、どのように考えているのか」という質疑に対して、「現在、定点で調査していますが、検討事項とさせていただきます」という答弁がありました。

次に、「焼却処理施設管理業務の内訳を伺う」という質疑に対して、「主なものは、ごみ焼却処理施設管理業務約1億6千300万円、法定検査に伴うボイラー等点検業務8千600万円になります」という答弁がありました。

次に、「最終処分場の分別業の委託業者はどのように選定しているのか」という質疑に対

して、「国・県の環境調査もありますので、処分場の埋め立てについては技術も必要となります。また、処分場に慣れた者が埋めることによって処分場を延命させることを考えて、随契により資格のある業者に委託しています。平成29年度については、入札を考えていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「環境調査測定業務の内容を伺う」という質疑に対して、「汚水処理施設の流入水、放流水の水質分析、クリーンセンター内の井戸による地下水調査、焼却残渣の埋め立て、廃棄物の灰の分析、ばい煙の測定、ごみ質の分析、周辺民家の地下水の調査、焼却施設の排ガスの測定、場内の環境測定などを行っています」という答弁がありました。

次に、「被ばくした焼却灰の現状を伺う」という質疑に対して、「被ばくした焼却灰は、昨年8トン残っていた分を全て搬出しました」という答弁がありました。

次に、「最終処分はあとどのぐらいもつと考えているのか」という質疑に対して、「認可期間は平成37年度までとなっていますが、平成26年度に残容量を調査したところ、平成26年度の搬入量から積算しますと、平成26年度から13年間もつとの測定結果が出ています」という答弁がありました。

次に、「ごみの有料化についてはどのように考えているのか」という質疑に対して、「市民の皆様に減量化を働きかける。また、現在のクリーンセンターの実情を説明し、さまざまな市民団体と協力しながら、まずは減量化に努めていきます。その上で、市民の皆様のご意見をしっかりと聞いていく必要があると考えています」という答弁がありました。

次に、歳出5款では、「北総中央用土地改良事業の市内の受益面積を伺う」という質疑に対して、「八街市の耕作農地の面積は2千425ヘクタールで、北総中央用水の受益面積は1千289ヘクタールになります」という答弁がありました。

次に、「事業化されている中で、現状での農家負担と整備後の負担について伺う」という質疑に対して、「現在は国営事業になりますので農家負担はありませんが、今、試験的に使用できるところについては、10アールあたり1千900円を電気料として負担していただいています。国営事業が終了した後は、土地改良区がある地区はつなぎ替えて使用できますが、施設がないところは新たに県営事業を立ち上げて、施設の整備をすることになります。この整備については農家の負担が発生しますが、実際に事業が始まらないと、どのぐらいの負担になるかわかりません」という答弁がありました。

次に、「耕作しない土地も農家負担は生じるのか」という質疑に対して、「受益地ということで、県営事業を立ち上げたところは、休耕していても負担金は生じてくると思います」という答弁がありました。

次に、「高齢化により農家を続けられなくても受益地になっていることなど、いろいろなケースがあると思いますが、利用予測を伺う」という質疑に対して、「高齢化が進んでいる、あるいは後継者がいない中では、今後の県営事業への参加がなかなか見込めない状況は否めないと思います。実際、八街市内で既存の土地改良区を利用して使用可能なところが約152ヘクタールあります。また、平成28年度に通水の試験を予定している面積が111ヘク

タールあり、合わせると20パーセント程度、現在確保できている状況ですが、この事業を推進するにあたり、各関係の市の組長がメンバーとなり、推進協議会を結成していますので、そちらの中で、例えば営農部会などを活用しながら、今後、農業者さんに北総中央用水の活用の推進を図っていき、できるだけ多くの受益を確保していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「北総中央用水の負担分の償還はどのようになるのか」という質疑に対して、「国営事業は平成29年度に事業が完了すると伺っていますので、翌年の平成30年には国営事業費の市の負担部分について償還が始まります。本市の負担は約18億円になります。償還方法については、土地改良法では均等の分割、もしくは一括の方法がありますので、現在検討しているところです」という答弁がありました。

次に、「土地改良法に縛られて、特に第一種農地については農地転用が大変厳しくなっています。市としては、農地を守るという側面もありますが、多少のところは農地転用もしないと人口が増えていかない面もあると思います。きっちり実施する部分もありますが、弾力的な運用は考えられるのか」という質疑に対して、「農地転用は県の許認可事項ですので、市の農業委員会はあくまでも意見を付して県に上申しています。市の活性化と思われる案件については、なるべくそれなりの意見を付して県の判断を仰いでいます」という答弁がありました。

次に、「産業まつり事業費が昨年度より増額している理由を伺う。また、産業まつりをどのように活性化していこうと考えているのか」という質疑に対して、「増額については、会場のテント設営、また共進会会場の設営業務委託について、数社から見積もりを取っていますが、毎年値上がりしていることにより、50万円を増額しました。今後の産業まつりは、基本的運営は変わりませんが、ステージイベントを充実させて、他市からたくさんのお客さんに来ていただく産業まつりにしたいと考えています。昨年から千葉黎明高校さんにご協力いただいていますので、今年についてもステージイベントでの参加をお願いしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「園芸生産拡大支援事業の内容と今後について、どのように考えているのか」という質疑に対して、「耕作放棄地を解消して、生産面積の拡大を図る農業者さんに対して、必要な機械を整備する事業です。県単の事業ですが、要望があれば県と協議して今後も続けていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「農業体験インターシップ業務の内容を伺う」という質疑に対して、「農業につきたい、また、移住定住を考えている都市部の方を対象に本市に招きまして、実際の農業体験をしていただく内容です。3月12日、13日に1泊2日で農業体験をしていただく予定です。夕刻には八街市の新規就農者の方と交流会の場も設けています。受け入れをしていただけるのは、指導農業士並びに農業士会の方で7軒、参加者は20名になります」という答弁がありました。

次に、「農地中間管理事業の内容と本市の状況を伺う」という質疑に対して、「中間管理

事業の仕組みとしては、担い手への農地集積、また集約化、さらに耕作放棄地の解消を加速化するために、各都道府県に1カ所設置され、千葉県では千葉県園芸協会の中に農地中間管理機構が立ち上がっており、農地の出し手と受け手の仲介をする窓口という立場にあります。実際には、中間管理機構から一部事務を市が受託しており、実際の事務作業で貸し手、借り手のマッチングや農地の確認作業などは市が行っています。本市の現在の状況は、受け手の方が19名で、畑29ヘクタール、水田0.9ヘクタール、合計で29.9ヘクタールです。出し手の方は20名で、畑12.9ヘクタールという状況です」という答弁がありました。

次に、「多面的機能支払交付金については、水田だけでなく、畑などにも補助金を出しています。また、「水と緑を守る」など、安らぎの場などにもこの交付金を出しています。今後、この交付金に対して、市はどのように促進するのか伺う」という質疑に対して、「現在、市内で多面的機能を活用しているのは1団体で、今後についても水田中心になると思いますが、畑もあわせまして推進していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出6款では、「八街ジンジャエールについて、ショウガの仕入れ先などの流れを伺う」という質疑に対して、「商工会議所の飲食業部会が平成27年度から実施していますが、市内で収穫したショウガを購入し、市内の会社ですりおろして原料を作り、東京の会社でボトリングしています」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「道路側溝清掃業務は平成26年度予算より減っているが、この予算内で機械による吸い込み清掃を行うのか」という質疑に対して、「側溝清掃業務は、平成27年度予算では増額補正しています。今年度についても、予算が不足した場合は補正予算を要求し、施行する予定です」という答弁がありました。

次に、「調整池等維持管理業務は、平成26年度より240万円、平成27年度より190万円増額している理由を伺う」という質疑に対して、「調整池の維持管理は、面積にもよりますが、年2回実施する箇所や点検業務もプラスしてありますので、その分が増額になっています」という答弁がありました。

次に、「公園費委託料は、平成26年度、平成27年度を比較すると予算が増減している理由を伺う」という質疑に対して、「委託料の減については、職員で草刈り、芝刈りを行うことによります。増については、平成28年度の現場管理費、一般管理費の見直しを図ったことが主な理由です」という答弁がありました。

次に、「市営住宅の入居者の方との契約の仕方はどのようになっているのか。また、1年契約か複数年契約なのか」という質疑に対して、「入居については、市から入居決定通知書を出し、その後に入居者と請書を交わしています。請書の中には入居期間についての記載はないと思います」。

次に、「現在、市営住宅441軒のうち、家賃を滞納されている方は何件あるのか。また、連帯保証人には、ほとんど滞納分家賃を請求していないと聞いているが、どのような状況か」という質疑に対して、「平成26年度決算では、未納者が58件です。連帯保証人にも請求しています。これからは、今まで以上に連帯保証人の責務も含めた中で請求したいと考

えています」という答弁がありました。

次に、「市営住宅等特殊建築物等定期検査業務の内容、及び産業廃棄物処理業務の内容を伺う」という質疑に対して、「特殊建築物等定期検査業務につきましては、建築基準法により定期報告が求められており、市営住宅では九十九路団地、長谷団地が該当しています。建築物については3年に1回、設備については毎年と義務化されていますので、平成28年度は設備の業務を委託するものです。産業廃棄物処理業務につきましては、家庭用雑排水共同処理施設維持管理業務、市営住宅水路等清掃業務、及び雑排水槽清掃業務などで発生した汚泥の処理を委託するものです」という答弁がありました。

次に、「住宅リフォーム補助金は前年と同様の補助件数50件分、補助率が10分の1ということですが、推移を伺う」という質疑に対して、「平成27年度は申請件数が42件、総事業費が6千373万1千681円、補助金総額は371万6千円です。平成26年度は申請件数が59件、総事業費が6千636万4千620円、補助金総額は500万円です」という答弁がありました。

次に、「けやきの森公園施設整備工事の内容を伺う」という質疑に対して、「現在2カ所借りている駐車場のうち、29台分の広い方を、所有者から、できれば返していただきたいと要望がありましたので、東側のL字型に用地があいているところがありますので、一部駐車場という形で整備したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「自転車駐輪場の利用率を伺う」という質疑に対して、「平成27年の7月末現在、八街駅南口第1駐輪場が30.2パーセント、北側の第5駐輪場が100パーセント、第1の原動機付自転車が74.16パーセント、北側の第5原付が98.21パーセントの稼働率です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第30号は、平成28年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「現在マイナス金利となっているが、地方債の借り替えを含めて、利率はどのようになっているのか」という質疑に対して、「公共下水道債は政府資金の定めた利率で借りています。資本費平準化債については、国の基準により借入期間、金額を定めて市内の銀行から見積もりをとり、一番低い利率の金融機関と契約しています。平成27年度の借り入れは、民間資金債0.3パーセントで協定を結んでいます」という答弁がありました。

次に、「大池第三雨水幹線の元金返済は5年据え置き25年償還ですので、平成30年からの償還になりますが、現在マイナス金利が導入されてからの平準化債と変わってくると思うが、どうなるのか伺う」という質疑に対して、「資本費平準化債が対象となるのは、汚水に関する起債が主なものです。現在償還している地方債は、昭和62年頃からの元利を返済しています。その後においては、物価が上がり、4.7パーセント、あるいは4.8パーセントで借りていたときもありました。市の財政を圧迫するということで、いろいろな計画のもと、協議を行った結果、先延ばしして、残った部分を後ろに延ばすことになりました。

ただし、資本費平準化債の利率に基づいて、借り替えを行っています。また、大池第三雨水幹線は、平成30年度に1千244万5千227円の返済を開始し、平成54年分まで支払い、平成55年度以降は元利が減り、平成57年度には支払いが終了します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

1点、お伺いいたします。

八街市の基幹産業であります農業、また商工費に関しましては、八街市の総予算の中で占める割合はわずか1.8パーセント。これは平成27年度と全く同じなのですが、これで本当に八街市の今後の街づくりの活性化につながっていくのかどうか。そういった点での質疑はあったのでしょうか。

○木村利晴君

活性化については、皆さんに慎重審議していただいた中で、あったと思います。この部分に関しては、皆さんがきちんと慎重審議した結果だというふうに、私は感じております。

○丸山わき子君

わずか、総予算の中の1.8パーセントしか占めていないという農業予算、商工予算。それで果たして八街市が平成28年度、また今後、元気な街づくりをしていけるのかどうか。まち・ひと・しごとと組んで、もっと予算が必要になっていくのではないかというふうに思うのですが、その辺については、質問等はなかったのでしょうか。

○木村利晴君

具体的なそういう討議はございませんでしたが、この数字に関しては、慎重審議した結果、このような結果になりましたので、ご報告申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

ほかには質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第3号から議案第31号の討論通告受付のため、休憩します。休憩時間中に通告するようお願いします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩します。

(休憩 午後 2時26分)

(再開 午後 3時04分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第11号、13号、21号、26号に対し、丸山わき子議員から、議案第16号、27号、28号、29号に対し、京増藤江議員から、議案第21号、26号に対し、桜田秀雄議員から、議案第11号、13号に対し、小菅耕二議員から、議案第21号、28号に対し、林修三議員から、議案第26号に対し、鈴木広美議員から、議案第27号に対し、川上雄次議員から、議案第29号に対し、山田雅士議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第11号、13号、21号、26号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第11号、第13号、第21号、第26号の反対討論を行います。

議案第11号、市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、条例本則に踏み込んで、月額86万円を83万円に見直したことは評価したいと思います。しかし、減額率15パーセントを5パーセントに見直したことで、平成27年度より実質支給額が5万7千500円もの増となったことは、市民の納得は得られません。消費税増税、年金の引き下げのもとで、4月からは高くて払いきれないと悲鳴の上がっている国保税の引き上げ、後期高齢者医療費、医療制度の保険料の引き上げなど、市民の暮らしは負担増の連続です。また、本市の数少ない福祉制度の難病見舞金制度は、平成27年度の対象疾病の拡大に際し、対象者見込みを約倍にし、見舞金の支給額を月額2千円から1千円に引き下げました。実際には40名ほどの対象者増になっているにもかかわらず、平成28年度もわずか1千円の支給で、名ばかりの見舞金となっています。さらに、職員の地域手当は1.5パーセント、管理職手当20パーセントは減額となったままとなっています。

市民には福祉の切り捨てと負担増、職員には給与削減のさなかに、減額率まで見直し、実質引き上げを図ることは到底認められません。以上の立場から、反対するものであります。

次に、議案第13号、市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定についてであります。

これまで本市は、行財政改革による歳出の抑制で、職員の削減に取り組み、その上、管理職手当20パーセント減額を10年間にわたり実施してまいりました。平成27年度は給料月額2パーセント、地域手当3パーセント、約1億4千万円もの削減となっています。今回の特例条例は、地域手当3パーセントのうち半分を支給し、管理職手当20パーセントを引

き続き減額するというものです。この間の給与の減額、退職手当の減額など、たび重なる減額となっており、来年度も引き続きこのような措置をとることは問題です。地域手当とともに、10年前に削減されたままの管理職手当の復元は、最優先に実施すべきであります。

総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度求めています。八街市では今回も20パーセントの削減で、総額714万円にもなります。平成27年度の県内管理職手当の削減は、5市1町、給与削減8市2町、地域手当削減4市となっており、いずれも八街市が含まれています。市政運営の先頭に立つ職員の給与・手当削減の財政運営から、市財政改善の街づくりにいかに取り組むかを重視すべきです。管理職は自治体にとっては、市政運営にあたり貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として、住民のためにその能力を存分に発揮して働ける環境づくりこそ必要だということを改めて申し述べ、この議案に反対するものであります。

次に、議案第21号、平成27年度八街市一般会計補正予算でございます。

平成27年度の地方交付税は、今回の補正により、当初予算より3億円増となりましたが、地方交付税の代替措置である臨時対策債の合計は平成26年度の50億5千800万円を下回る45億3千500万円にとどまっています。平成28年度予算も平成26年度までの50億円が確保できていません。自治体運営には財源の安定的な確保が必要です。ところが、新年度では、行革等で経費を抑えられた自治体の水準で交付税を交付するというトップランナー方式を導入しようとしています。これでは、どの自治体にも財源を保障するという本来の役割を大きくゆがめるものであり、自治体運営が一層困難となることは明らかです。国に対し、地方交付税のあり方を質すことが必要です。

また、国庫支出金では、通知カード・個人番号カード関連事務費委託金として1千234万9千円の交付となっていますが、この1月から始まったマイナンバー制度の運用に多くの市民が戸惑っています。窓口での社会保障や税の手続の一部などで番号提示が求められていますが、いまだに制度への理解がされないまま、市民のプライバシーに直結する制度の見切り発車は、あまりにも危険です。一昨年、日本年金機構から膨大な個人情報漏れ、大問題となりました。政府が個人情報を一元管理することに対する国民の不信と不安はなんら払拭されていません。個人情報は一旦流出すれば、被害の回復は極めて困難です。マイナンバーは、徴税強化や社会保障費抑制を目的とした政府の動機から出発したもので、国民には不利益ばかりです。矛盾と問題点が次々と浮き彫りになる中、本格運用を加速するのではなく、マイナンバー制度は中止・凍結し、廃止への検討が必要です。

また、この補正では難病療養者支援事業の減額補正が計上されています。平成27年1月から国の難病指定が拡大されたことにより、本市では対象者の2割増を見込み、見舞金を2千円から1千円に引き下げたものの、給付対象者が少なかったため、支給費を200万円減額するというものです。障害者基本計画・福祉計画策定時のアンケートでは、難病患者の45パーセントが経済的な援助の充実を求めています。見舞金制度の削減は、こうした要望に背を向けるものであり、経費削減が先にありきの、福祉切り捨てと言わざるを得ません。見

舞金制度の見直しを求めるものであります。

以上の立場から、一般会計補正予算に反対するものであります。

次に、議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算に対する反対討論であります。

政府の2016年度予算は、消費税を引き上げてから3度目の予算編成となりました。予算規模は9兆6千7百21.8億円と、過去最大となりましたが、国民の暮らしを支える社会保障は、高齢者人口の増加や医療技術の進歩などにより、年1兆円程度の自然増が見込まれる中、予算はその半分の5千億円にとどめています。これに対し、軍事費は4年連続の増大となり、2016年度は5兆円を突破しました。ほかの予算が財政健全化計画の名のもとに削減、抑制されているにもかかわらず、軍事費は聖域化の扱いとなっています。昨年9月、安倍政権が国民の反対世論を無視して、憲法9条が禁じている国際紛争解決のための武力行使を可能とする平和安全保障関連法を強行採決いたしました。その後の最初の予算編成で軍事費を増大させ、集団的自衛権の行使に向けた装備を次々と購入する姿勢は、国民の平和への願いに背を向けるものです。

社会保障のためと、消費税を国民に押し付けながら、社会保障の充実に使われている増収分は、わずか1.6パーセントにすぎず、予算編成のたびに社会保障費が削減されていくことに、国民は納得できません。また、安倍内閣の経済対策、いわゆるアベノミクスは大企業がもうかれば家計に回るというトリクルダウン政策を進めてきましたが、この3年間、大企業の利益は急増したものの、国民の暮らしはよくなり、経済の好循環も作れませんでした。内閣府が先月発表した2015年10月から12月期の国内総生産の速報値が、前期比で実質マイナスとなったことによって、アベノミクスの破綻がいよいよ明らかとなりました。アベノミクスが作り出した貧困と格差が拡大しているもて、八街市は国保税、後期高齢者医療保険料の引き上げによる市民負担増とともに、一層のサービス削減を進めようとしていますが、市民の暮らしを守るという地方自治体の本来の役割を發揮させることが求められています。

八街市の平成28年度予算案は、小学校への適応教室の設置、八街中学校避難階段の改修、ロタウイルス感染症予防接種事業、子どもの貧困や虐待が増える中で家庭児童相談員の増員、ごみ減量化に向けての生ごみ減量器助成、また長年取り組めなかった一区50号線の整備事業など、大変評価する面もありますが、市民生活を支える市政運営が求められます。

歳入では、八街市の歳入全体の約2割を占める地方交付税制度が大きくゆがめられようとしています。本来、地方交付税制度は、全国的に一定の行政水準を確保するために、国が地方税収の不均衡による地方公共団体の財政力格差を調整し、自治体独自の判断で使える一般財源として交付されるものです。ところが、安倍政権は、民間委託や指定管理者制度などの導入で削減した自治体の経費を標準の水準として、地方交付税の算定に結び付けるトップランナー方式を導入するとしています。これでは、各自治体の重要な施策の財源を奪うものであり、本来の地方交付制度を大きくゆがめるものです。この制度の導入は到底認められません。国に対し、本来の地方交付制度の充実を強く求めることが必要です。

また、政府が進める、まち・ひと・しごと創生事業も、大企業、財界のもうけを最優先にした歴代自民政権による地域、国土政策が、どれだけ地方を衰退させ、東京圏などの都市部に異常に人口を集中させてしまったのか。また低賃金、不安定、長時間労働をもたらした雇用破壊や、農業、中小企業いじめの政策が、どれほど若者の未来への希望を奪い、少子化を加速させてしまったのか、これらに何の反省もなく、国の方針に沿って数値目標を定めた計画を早急に作らせ、5年間で成果を出せ、達成されなければ財源を削るということを自治体に求めています。地域再生、活性化に今必要なのは、安定した雇用と社会保障こそが人口減少に対する最大の歯どめです。住民と自治体の創意あふれる街づくりこそ、進めていくときです。国は地方創生事業に対し、前年度と同じ1兆円を予算化しています。しかし、成果算定、必要度算定という条件付きの補助金となっており、自治体を使いやすい内容にはなっていません。こうした補助金のあり方では、人口減少に歯どめをかける取り組みの保障はありません。まち・ひと・しごと創生事業も安定的に取り組めるよう、国に求めるべきです。

4月からは、庶民の生活の足、原付バイクや軽自動車への増税による負担増です。原付バイクが現行1千円から2千円に。軽自動車税は現行7千200円から1万8千円へと、1.25倍から1.5倍の増税となります。これにより本市は1千800万円の増収になりますが、原付バイクや軽自動車は、交通の不便なまちに住む住民にとっては生活に欠かせない必需品であり、消費税8パーセントとともに2重の増税となり、認められません。

4点目には、マイナンバー委託金についてです。1月からスタートしたマイナンバー制度は、当初、税・社会保障・災害対策に限ったものでした。ところがメタボ健診や銀行預金口座、医療、民間分野での利用が拡大され、国が国民の所得や資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックする制度となっています。制度への理解がされないまま、市民のプライバシーに直結する制度の本格運用を加速すべきではありません。また、総務省は今年9日までに、カード発行を担う地方公共団体情報システム機構から660万枚のカードが各自治体に届いていながら交付できていないことを明らかにしました。本市でも煩雑な事務手続に、12パーセント程度の発行状況となっています。市民の理解という点でも、発行手続の煩雑化という点でも、準備不足のもとでの導入は無理があります。マイナンバー制度は中止、凍結し、廃止への検討を国に求めるべきです。

5点目に、土木使用料のうち前年度比372万7千円減の住宅使用料についてです。現在、入居可能住宅441戸のうち約3分の1が空き家となっており、財産運用が市民の立場に立っていないことを指摘します。空き家の原因の1つに、市税を滞納している市民は入居できないというペナルティーがあります。本来、公営住宅の役割は、住宅に困っている市民を対象に、低廉な住宅を提供するものです。市営住宅は公共施設であり、市民の財産として市が管理するものです。入居を希望する市民が市営住宅に入居できるよう、事務手続を進めるのが本来です。空き家にすれば市の収入も減ります。財政が厳しいと、市民サービスを削減する前に、こうした市財産の効率的運営を図るべきです。

歳出では、今回、市長交際費の見直しとともに、市長、副市長、教育長の給料を、条例本則に踏み込んで改正したことは評価いたします。しかし、市長給与の月額86万円を83万円に見直したものの、減額率15パーセントを5パーセントにしたことで、平成27年度より実支給額が5万7千500円もの増となっています。一方、消費税増税、年金の引き下げのもとで、4月からは市民生活を一層脅かす国保税の引き上げ、後期高齢者医療の保険料の引き上げによる負担増で、市民の納得は得られません。また、職員地域手当、管理職手当が復活しないうちに、市長はじめ三役の給与の実質引き上げは認められません。

民生費では、生活自立支援事業の充実が急務です。国は平成27年度から生活困窮世帯への学習支援を任意事業としました。生活保護世帯の高校進学率は、全世帯と比べ8ポイント低い90.8パーセントであり、就職も思いどおりにならないのが現実です。十分な学習の機会を設け、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業を実施すべきです。

障害者福祉費の難病療養支援事業は、平成27年度に国が難病対象を拡大したことから、見舞金支給額を2千円から1千円に引き下げました。障害者基本計画・福祉計画策定時のアンケートでは、難病患者の45パーセントが経済的な援助の充実を求めています。市当局が、この見舞金制度は経済的支援であると言いながら、わずかながらの見舞金をさらに削減する福祉切り捨ては到底認められません。八街市と同じ規模の印西市では、通院5千円、入院の場合には5千円から1万円を見舞金として、難病患者に寄り添った、温かみのある市政運営となっています。前年度予算に180万円上乘せすれば、少ないながらも、従来の2千円を支給することができます。早急に見直し、経済的負担軽減への取り組みを実施することを求めます。

子ども・子育て支援事業の一環として家庭的保育事業等運営委託事業費が計上されていますが、保育士の資格がなくても、市長が行う講習を受ければ保育従事者として認めるという内容です。しかし、児童福祉と保育を専門的、体系的に学び、国家資格を有した保育士による保育が、子どもたちの安全や成長、発達を保障し、確かな保育の質を担保する上でも大切な条件であります。全国の保育事故の検証例を見ても、保育施設環境とともに、保育資格要件の有無が指摘されています。どの子ども等しく同じ水準で保育サービスを受けられるよう配慮するのが自治体の仕事です。この事業の導入より、保育サービスの質に差が生じることは認められません。

次に、地域経済活性化の重要な柱である農業・商工予算は、青年就農給付金、農業体験ツアーなどの事業拡充に伴う予算が計上されているものの、全体予算のわずか1.8パーセントにとどまっています。市の基幹産業である農業を活かした元気な街づくり、希望の持てる農業への一層の取り組みが必要であります。

教育予算では、この間、一律削減がされてきましたが、教育に支障を来すことのないよう、予算措置をすべきです。平成26年度決算の教育振興費に対する交付税額は、小・中学校合わせて約8千500万円、決算額では5千500万円で、64パーセントしか投入されなかったこととなります。平成28年度では6千672万円の予算案となっており、平成26年

度の交付税額ベースで計算すると、78パーセント程度しか国からの交付税が投入されず、本来、教育のために使われるべき予算が確保されていないということになります。小学校では、1人あたりの教材備品費は872円、中学校では1千292円という計算になります。文科省は、平成24年度から33年度までの10年間に総額で約8千億円の地方交付税措置をすとし、各自治体はこの措置を活用して計画的に教材整備を行うよう、通達を出していますが、こうした通達に基づいた取り組みを実施すべきであります。

また、児童・生徒用図書については、平成26年度決算では、1校あたり小学校34万9千円、全国平均では54万5千円。中学校では59万6千円、全国平均では74万3千円と、大きな開きがあり、八街の子どもたちの教育環境は大きく立ち遅れています。また、平成26年度決算では、学校図書館標準の未達成校は、小学校3校、中学校2校ということでしたが、前年度よりさらに予算が削減されており、達成可能な予算措置から大きく後退しています。図書館司書も教諭が兼ねており、これでは本来の学校図書館の役割は果たせません。教育費の一律減額措置は、教育振興費だけでなく、教育施設の老朽化やトイレ改修までも後回しにされ、子どもたちに犠牲を強いるものとなっています。教育予算を最優先に見直すことを求めます。

厚生労働省の国民生活基礎調査では、子どもの6人に1人が貧困であることを明らかにしました。この数字を当てはめれば、八街市の児童・生徒の約900人が対象になり、就学援助費の拡充は切実です。また、実際に就学援助費を受けていても、入学準備も立て替えをしなければならず、各家庭ではどのようにしてひねり出すのか、苦悩しています。子どもたちに悲しい思いをさせないよう、前もって手渡す制度への改善、支給対象の見直しが必要です。

次に、平成28年度7月から、学校給食センター第二調理場を委託のための予算が計上されています。国は民間委託を奨励し、取り組みば地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる仕組みを作り、各自治体を競わせています。教育の一環である学校給食を対象にすべきではありません。また、委託が安くなるという保障はありません。国に対し、本来の交付税をゆがめるやり方には是正を求めるべきです。委託のあり方も問題です。よりよい給食を提供しようとするほど、学校の栄養士と委託業者の調理員との詳細な打ち合わせが必要となり、そのために発注者が請負事業主の労働者を指揮、命令をしたり、市が食材やマニュアルの準備をすれば、まさに偽装請負となります。現在の第一調理場の実態そのものであります。こうした問題の解明もなされないまま、また、食育である学校教育が、委託することでどのような成果があるのか、各家庭への説明もないまま、行革ありきで委託することは認められません。安全・安心の学校給食を提供し、食育を充実させるために、従来どおりの直営を求めます。

以上の立場から、議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算に反対するものであります。

○議長（加藤 弘君）

次に、京増藤江議員の議案第16号、27号、28号、29号に対する反対討論を許しま

す。

○京増藤江君

それでは、議案第16号、27号、28号、29号についての反対討論をいたします。

まず、議案第16号、八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定について、反対討論いたします。

利用者のほとんどが介護保険制度に移行したため、平成18年4月以降、この事業の利用者がいないこと、また、要介護・要支援認定を受けていない高齢者であっても、要介護状態に陥るおそれのある高齢者については、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を創設することから、八街市ホームヘルプサービス事業を廃止し、この条例を廃止するとしています。介護保険制度は、老後の安心をみんなで支える制度ということで始まりましたが、実際には、介護保険料を滞納すればサービスを制限されます。また、平成29年度以降、要支援者の訪問介護と通所介護は介護保険給付から外され、市が主体となる地域支援事業、総合支援事業に移行します。65歳以上の要支援者も、また、65歳に達していないけれども同様のサービスを必要としている方々が、低料金で安心してホームヘルプサービスを利用できるようにしなければなりません。ボランティアなど、民間任せだけではなく、市が責任をもって実施する体制がどうしても必要です。

以上の理由から、本条例の廃止に反対いたします。

次に、議案第27号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

消費税増税、物価高の上、さらに収入が減る中、昨年4月には介護保険料が19.8パーセントも引き上げられ、本当に大変だと悲鳴が上がっているにもかかわらず、この4月から平均6.8パーセント、6千83円も国保税を引き上げようとしています。このことにより、新年度の国保税収は約6千761万円の増収を見込んでいます。近年、わずかずつですが収納率が上がっているものの、徴収強化しても平成26年度の収納率は84.5パーセントにとどまっています。平成26年度の県平均国保税現年分収納率89.2パーセントと比較しても、八街市民の担税力がいかに低いかがわかります。今回の引き上げにより、40歳以上夫婦で子ども2人の年間所得200万円の世帯では3万9千円増、13.2パーセント増となり、年間所得の16.7パーセントが国保税となります。また、高齢者は年金が下がる中、65歳以上夫婦で年間所得200万円の世帯の場合、2万6千50円、12.8パーセントの増となります。年金から国保税など、社会保険料を引き落とされたものの、病院に行くお金がなくて、病気を悪化させたなどということがあってはなりません。市民の暮らしを無視して国保税を引き上げ、さらに徴収率87パーセントを目指すとしています。徴収強化をすることは許されません。

まして、滞納世帯に対し、病院窓口で医療費全額を払わなければならない資格証明書の発行は、絶対やめるべきです。本市において、資格証明書を交付されている世帯の受診率は9パーセントと大変低く、命と健康を守ることができないのは明らかです。国保税引き上げに

よって、納められない人を2.8パーセントも増やし、短期保険証や資格証明書の発行を増やしていいのか、市の姿勢が問われています。

本市としては、国保は社会保障の一環であること、また、自治体の仕事は、住民の健康及び福祉を保持するとうたっている地方自治法第2条の精神に基づいて進めるべきでございます。そのために、国保税収見込分6千761万円は、一般財源からの繰り入れを増やし、国保税の引き下げを求めます。また、市民が健康で元気に暮らせるよう、地域で病気予防施策充実の推進を求めて、反対討論いたします。

次に、議案第28号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対討論いたします。

年齢で区別、差別をする後期高齢者医療制度は、平成20年に導入され、75歳以上の高齢者で構成されています。平成28年度予算は、保険料の改定により、所得割を0.5パーセント、均等割で1千700円を引き上げることに、保険料1人あたり2千489円、3.70パーセントの引き上げとなり、年間保険料は6万9千812円、総額1千861万円の負担増となります。県は、収納率の見込みを99.25パーセントとしております。本市の収納率は、徴収強化しておりますけれども、平成26年度が96.37パーセント、平成25年度は96.29パーセントと、県の見込みには遠く及びません。消費税増税、物価高、年金引き下げのもとで保険料を引き上げるならば、収納率の悪化は、さらに避けられなくなってしまう。無理をして保険料を納めたとしても、病院に行くお金がなければ病気が悪化し、医療費を増加させ、それがまた保険料増加にはね返ってしまう悪循環となるのが、この制度です。保険料引き上げについて、県広域連合でどのような意見がありましたかという委員会での質問に対し、把握しておりませんという答弁がありました。この制度では、高齢者の命、暮らしに直接責任をもつべき自治体はその責任を果たせないということを、物語っております。

日本共産党は、75歳以上の人口と医療費の増加が保険料に際限なくはね返るこの制度は、高齢者の健康と命を守れないと反対してまいりました。今回の保険料引き上げ率は2年前の改定以上に高くなっており、この制度を続けるほど高齢者の負担が増えるのは明らかです。だからこそ、他の医療制度と区別するこの制度が始まる時、国民の多数が反対の声を上げました。年月がたった今、住民の皆さんからは70歳以上の医療費の自己負担が1割から2割へ引き上げられ、また高齢者医療、保険料も引き上げられる、これらのことについて、本当なら年をとった人には負担を軽くするのが当たり前ではないかと、厳しい批判の声が上がっております。後期高齢者医療制度について、十分定着しているという意見もございますが、消費税増税、物価高、年金引き下げ等、暮らしを破壊する施策が続けられるもとで、今必要なことは、費用の心配なく、身近な場所で病気予防できる施策の充実です。保険料引き上げ中止とともに、制度の廃止を求め、反対討論いたします。

次に、議案第29号、平成28年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

老後の支えになるべき介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに介護保険料の引き上げ、制度改悪がされてきました。平成27年度からの第6期介護保険制度において、消費税増税、物価高、年金引き下げなどが高齢者の暮らしを直撃しているもとで、保険料は19.8パーセントも引き上げられ、さらに打撃となっています。また、国は、医療介護総合確保推進法による大改悪によって、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が主体である地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業へ、平成29年度までに移行させようとしています。本市においては、地域支援事業・総合事業を開始するにあたり、平成29年度までは要支援者が利用していたホームヘルプサービスとデイサービスは今までと同様のサービスを受けられるとしています。しかし、財政が厳しいために、わずかな市民サービスも削らざるを得ない状況の中で、その後の財源の保障はありません。在宅での暮らしを保障するためには、従来どおり、国が責任をもって要支援者への保険給付を実施すべきであり、市は国に強く求めていくべきでございます。

特養ホームへの入所について、原則介護度3以上としたことにより、介護度が軽度と判定された人は、原則として特養への入所申し込みもできず、待機者とも判定されなくなりました。しかし、平成23年度は要支援1、2の方が333人、全体の15.1パーセント。平成24年度は350人、平成25年度は476人の人が特養に入所されていました。介護度が低い人も、安い費用で入所できる施設が必要です。また、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小、所得160万円以上の人の利用料2割引き上げへの強行は、利用者やその家族に深刻な影響を与えており、軽減は切実です。

介護保険制度の充実、介護保険料、利用料の軽減など、誰もが安心できる制度にすることを求め、反対いたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、桜田秀雄議員の議案第21号に対する反対討論、議案第26号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第21号、平成27年度一般会計補正予算について、反対討論を行います。

本予算案は、年度末を控え、事業完了や人件費の微調整など、予算を整理することなどが主なものです。こうした中で、昨年執行されました市議会議員選挙に係る経費のうち、資金に乏しい人でも立候補が可能となるために設けられている選挙公営負担金について、653万8千円が減額されております。

この主なものは、選挙ポスターに係る経費で、選挙掲示板167カ所、167枚分について、上限額38万7千273円のところで、多くの候補者が節減に努力したものであります。平成19年の選挙では、多くの候補者が52万5千円かかったとして、上限額が支払われましたが、一部の候補者は平成23年の選挙では22万5千450円、平成27年の選挙では19万2千500円に。また、同じ制度が適用されます市長選挙では、17万円が支払われております。一方、平成27年の選挙では、選挙ポスター公費を請求しなかった者1名、20

万円以下が4名、20万円から30万円まで請求した者が8名でしたが、いまだ30万円を超える候補者が7名もおりました。上限額の38万7千273円を請求した候補者と、最も少ない19万2千20円を請求した候補者の格差は最大で19万5千223円と、2倍を超える差が生じております。市場価格は20万円以下と言われておりますから、全候補者が20万円以下で作成すれば、200万円を超える税金が浪費されていることとなります。こうした2倍を超える格差が生じているのは、1枚あたりの単価が2千319円で、上限額が38万7千273円と、市場価格にそぐわない高い価格が設定されているためであり、審議の過程で是正を求めましたが、改善の意思が感じられません。

今や、知恵と工夫が不可欠な時代です。政治家は、選挙に始まり、活動の中身まで、誰にでも自信を持って答えられる姿勢が不可欠であり、制度があるからと、選挙ポスターに過剰な費用を要し、自ら税金をぜいたくに浪費する政治家には、公務員や役所に対して、コストや効率性を求める資格はありません。予算審議にあたっては、総花的な補助金はないか等々に着目する必要がありますが、選挙公費問題は、まさに大判振る舞いの補助金負担金であり、是正の意思がないことから、本予算案に反対いたします。

次に、議案第26号、平成28年度一般会計予算に対する賛成討論を行います。

予算は、今後1年間の収入と支出の見積もりであり、住民に対してどれほどの税金をお願いし、その見返りとして、どのような行政サービスを提供し、福祉の向上を約束するものです。私は予算審議にあたり、1点目に市の基本構想や基本計画に沿ったものであるか。2点目に、予算編成の重点項目は何か。3点目に、人件費、物件費の抑制策はとられているか。4点目に、経済効果、波及効果はあるかどうか。5点目に、総花的な補助金、負担金はないか。6点目に、予備費はどうかを中心に、総務委員会に付託されました案件について、審議に参加し、特に人件費、補助金、負担金に着目してまいりました。

人件費については、特別職等の報酬について、本則条例の改正による削減は、長年、行政や財政規模などの観点から横並び主義が横行しておりましたけれども、本市が財政状況に見合った改正に踏み切られたことは高く評価すべきで、議会として共同責任の立場から、正副議長の給与削減は緊急な課題であり、市監査委員会の議会選出委員の報酬削減についても、厳しい財政状況への共同責任や、議員報酬を受けていることから、半額にすべきであります。また、条例で約束している管理職手当や地域手当など、払うべき賃金等は支払うべきで、早急な是正を求めるとともに、改定が必要であれば条例の改定で行うべきであります。

特に、地域手当は地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給されるものです。平成29年には3パーセントに戻すという議会での市長答弁は、職員に対する公約であります。約束は守らなければなりませんけれども、県内市町村の動向を考えれば、近い将来、廃止すべきものと思います。

また、予備費は、前年度の約2倍、過去10年間で最高の4千994万7千円が計上されております。地方自治法第217条で、予算外の支出または予算超過の支出に充てるものと規定されております。災害等以外に使われることはあまりございませんけれども、八街市の

道路整備、特に交差点改良や歩道の整備には、厳しい財政状況から考えて、部分的な改良を積み重ねていく以外には道がございません。空き家等特別対策法の施行で、道路沿線の土地の更地化が進むことが想定されます。予備費の使用は議会の議決を必要とせず、市長の権限で行使することができるもので、改良に必要な用地については、機会を逃さず取得し、道路改良につなげるなど、今後、機敏で柔軟な対応を求めるものです。

また、付託された議会費、総務管理費、消防費等については、厳しい予算の中で適切な予算配分がなされておりますが、他の委員会に付託された事業について、委員長から概略の報告がなされましたが、概略の報告のみで詳細を把握することは困難です。本来、当初予算、補正、決算は一体のものであり、本市の事業規模から考えると、予算、決算は全議員で審査し、住民の負託に応えるべきであります。長時間にわたる委員長報告は誰も矛盾を感じており、地方自治法ができたときからのならわしに固執することなく、矛盾は大胆に改善し、審議の効率性を研究すべきであることを申し添え、本予算案に賛成いたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、小菅耕二議員の議案第11号、13号に対する賛成討論を許します。

○小菅耕二君

私は、議案第11号、13号に対する賛成討論をいたします。

まず、議案第11号、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

市長を含む特別職職員の給料月額を引き下げにつきましては、ここ数年、県内自治体ではほとんど前例がなく、八街市におきましても、平成8年に2万円の引き上げ改定が行われて以来、20年ぶりの改定となります。特に、市長の給料月額につきましては、市の人口規模や近隣自治体の状況に加えて、市長としての活動状況なども考慮されるべきであり、積極的にトップセールスにあたる北村市長の給料月額につきましても、一定の水準が保たれるべきものと考えます。今回の改定につきましては、本市の財政事情等から総合的に北村市長ご自身が判断され、印旛管内市最低レベルまで引き下げられたものと理解しております。また、額の決定にあたりましては、八街市特別職報酬等審議会において審議され、答申がなされております。

以上から、特別職職員の給料月額につきましては、一定の水準が保たれるべきものと考えますが、本議案上程にあたっての北村市長の強い思いと、審議会において審議いただいたこと等から判断し、議案第11号、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成するものでございます。

次に、議案第13号、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

八街市の財政状況は、いまだ厳しい状況が続く中、職員の皆様のご理解、ご協力のもと、現在、給料月額の2パーセント削減や地域手当の支給停止、さらには管理職手当20パーセント削減の措置が実施されております。このような削減措置とともに、事務事業の見直しな

ど、全庁を挙げて行財政改革に取り組まれたことにより、財政調整基金の残高等において、わずかながらではありますが、回復の兆しが見えてまいりました。

平成28年度の当初予算（案）では、給料月額2パーセント削減を取りやめた上で、地域手当1.5パーセントを支給するとされております。できましたら、なるべく早い時期に全ての削減措置を取りやめていただきたいところではございますが、今後予定されます北総中央用土地改良事業に係る一括償還や、老朽化の進む公共施設対策などを考え合わせますと、いたし方ない判断であると考えますし、地域手当につきましては、北村市長からも平成29年4月からは3パーセントを支給できるよう努力する旨のご答弁をいただいております。

以上から、八街市職員の給与等の支給につきましては、健全かつ早期に改善されますよう要望することを申し添えまして、議案第13号、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、林修三議員の議案第21号、28号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、議案第21号、平成27年度八街市一般会計補正予算、それから議案第28号、後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第21号ですけれども、年金生活者支援臨時福祉給付事業費2億2千265万1千円を補正に盛り込み、65歳以上の該当する高齢者に給付するという、大変明るい希望を与える取り組みをいただいておりますことに、まず感謝いたしたいと思います。また、平成28年度より新設される子育て支援課に対し、その準備段階として子ども・子育て支援制度システム改修事業についても今般の補正に組み込み、スムーズに新年度へのつなぎを図ろうとしており、新しい課への不安解消と意気込みが伺われ、高く評価したいと思います。

一方、子どもの相談室運営費が34万円と、若干の減額補正となっておりますが、子どもたちには早くから正しい言葉遣いを身に付けさせ、不安を抱える保護者に安心感を与えていくことは極めて大切なことですので、今後は予算が不足してしまうほどの積極的な活動を望みまして、平成27年度八街市一般会計補正予算に賛成するものでございます。

続きまして、議案第28号ですが、後期高齢者医療制度は75歳以上の全ての方々がこれからは安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として平成20年度に創設され、以降8年が経過いたしました。この間、幾たびかの改正を行い、国民会議の取りまとめでも、現在では十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との報告も出されております。

さて、このような中、平成28年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては改定の年であり、保険料率0.5パーセント、均等割額1千700円の増となっておりますが、保険料軽減措置を拡大し、被保険者の負担軽減に配慮されております。また、給付につきましては、被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金の増加が推測

されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。今後、ますます進む高齢化社会の中で、高齢者医療制度については国の動向に十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものであります。

○議長（加藤 弘君）

次に、鈴木広美議員の議案第26号に対する賛成討論を許します。

○鈴木広美君

それでは、私は議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算に賛成の立場から、討論いたします。

平成28年2月、内閣府発表の月例経済報告においては、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さが見られており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうした中で、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

さて、そういう中で、八街市の平成28年度当初予算は、厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成されたとのことであります。

歳入におきましては、財源確保の面で、市税収入の向上を図るという大きな課題を抱えておりますが、現在も、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、今後も収納率向上に向けた取り組みを強化していくとの答弁もあり、引き続き財源の確保に努めるとともに、地方交付税や地方譲与税、地方特例交付金などについては、国や県の情報に留意した上で予算計上しているほか、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めていると思っております。

歳出におきましては、社会保障費関連の扶助費や子ども・子育て関連、教育施設整備関連、老朽化した施設の修繕などの事業費が、当面継続または増加することが見込まれ、大変厳しい財政状況が続くものと考えられます。このため、経費全般にわたる節減合理化や、既存の制度、施策の見直しを図った上で、捻出した財源を重点的、効果的に配分する予算編成が求められております。

平成28年度予算における重点施策の主なものを見ますと、市民要望の多い便利で快適な街づくりにつきましては、榎戸駅整備事業費やふれあいバス運行事業費、また、道路整備事業費や公共下水道雨水整備事業費などを引き続き推進しております。

次に、安全で安心な街づくりにつきましては、防災行政無線デジタル化整備工事や自主防災組織運営費、消防機庫の整備、消防自動車の購入など、災害への備えの充実を図っております。

次に、健康と思いやりにあふれる街づくりにつきましては、ロタウイルス感染症予防接種

費助成金や、明德やちまたこども園に対する私立認定こども園施設整備費補助金など、子育て環境の充実を図るための経費を計上しております。

次に、豊かな自然と共生する街づくりにつきましては、空き家バンク制度活用者を対象とした空き家リフォーム工事補助金や、クリーンセンター・処分場管理運営費などを引き続き計上しております。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、中央公民館の受変電設備更新工事や八街中学校避難階段設置工事、また、八街南中学校の受水槽交換工事や、スポーツプラザ玄関ホール・ラウンジ空調設備改修工事などを実施しております。

次に、活気に満ちあふれる街づくりとして、都市部から農業に興味のある方を対象にした農業体験インターンシップ事業や、八街ショウガジンジャーエール普及促進事業補助金、八街市農業体験ツアー事業に伴う市観光農業協会補助金などを実施しております。

次に、市民とともにつくる街づくりとして、市民が街づくりに参加しやすい基盤を作るため、協働の街づくりのあり方を調査、研究する市民参加協働事業の実施や、各地区の快適なコミュニティー環境を整備するための補助事業を引き続き行っております。

最後に、市民サービスの充実した街づくりとして、移住定住促進事業の中で、市のアピールや情報発信を行うウェブサイト構築委託業務などを実施しております。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めており、市民の幅広い行政に対する期待に応えられる予算編成がされていると思われまます。人口減少や少子高齢化の影響による市税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が見込まれる中で、平成29年度以降の健全な財政運営を継続していくため、北村市長の力強い指導力のもと、行財政改革推進本部、市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減、財源確保に努め、八街市の将来像の実現をお願いいたしまして、議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算につきまして、賛成するものであります。

○議長（加藤 弘君）

次に、川上雄次議員の議案第27号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

私は、議案第27号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、誰もが、いつでもどこでも平等に、安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持することは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命でもあります。

この国民皆保険制度を支えている国民健康保険特別会計につきましては、国保加入者の減少や無職者等の増加により、保険税収入が年々減少している一方、高齢者の増加等により、保険給付費が年々増加しております。平成28年度予算につきましても、保険給付費の増加により平成27年度と比較して2.3パーセントの増となっております。国民健康保険特別会計は、平成25年度、平成26年度と連続して赤字決算という大変厳しい状況の中にあり

ます。保険税率の改正により保険税収入を確保するとともに、一般会計からの繰入金も増額するなど、歳入確保が図られた予算となっております。また、本予算では、約2千人を対象としたジェネリック差額通知を行う、また人間ドック受診者を年々増やす等の改善の努力が見てとれます。

国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開するとともに、医療費の抑制に努力していただき、国保の広域化という時代背景を踏まえた、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成いたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、山田雅士議員の議案第29号に対する賛成討論を許します。

○山田雅士君

私は、議案第29号、平成28年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成27年12月末日現在の高齢者人口は1万8千533人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は25.49パーセントに達し、2千429の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較いたしますと、高齢者人口は約2倍に、要支援・要介護認定者数は約2.9倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しているところです。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等の増加が予想される中、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進して、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す、介護予防・日常生活支援総合事業についても新たに予算計上しております。

このような点を考慮し、平成28年度八街市介護保険特別会計予算について、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き健全な財政運営及び適正な介護サービスの提供を要望し、賛成するものであります。

○議長（加藤 弘君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、八街市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成27年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成28年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成28年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成28年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第31号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 4時27分)

(再開 午後 4時39分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。地方自治法第121条の規定の基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

報告を終わります。

ただいま、北村市長から議案第33号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議案第33号を日程に追加し、日程の順次を変更し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第33号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成27年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、平成27年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほど、原案のとおり可決する旨の議決をいただきました。今回、追加提案いたしました補正予算は、繰越明許費の補正についてでございます。

明許繰越する事業は、社会保障・税番号制度関連事業費でございます。これは、通知カード・個人番号カード製造関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構への負担金等について、平成27年度における個人番号カードの製造、交付事務の完了が見込めないた

め、国庫補助金相当事業費1千820万3千円を平成28年度に繰り越しするものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。これから議案第33号に対する質疑を行います。質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑ありませんか。

○丸山わき子君

若干、お伺いいたします。

1千820万円の繰越明許ということなのですが、なぜこのような事態になったのかという点で、1点お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

なぜ繰越の事態になったのかということですが、カードの発行を担っている地方公共団体情報システム機構への支払いの関係、こちらについては国からの交付金を受けて賄うということになりますが、国から交付決定を受けた事業費全体の完了が見込めないということです。

具体的にどういうことかといいますと、通知カードの発送が昨年10月から行われたところですが、通知カードの作成の遅れ、それから住民登録地への書留郵便による郵送などの影響、これは本市に限ったことではなくて、国全体として、そういう傾向があったということ。それから、通知カードの到着にかなりの遅延が発生したということで、個人番号カードの作成申請の遅れも重なったということで、全体として当初見込んでいた平成27年度の事業が完了に至らなかったということが要因でございます。

○丸山わき子君

平成27年度の事業ができなかったということなんですけれども、今、実際のカードの申請、それから手渡された状況は、直近でどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

個人番号カードに限った話ではなくて、通知カードも含めてですか。

○丸山わき子君

個人番号。

○市民部長（石川良道君）

個人番号カードの関係でございますが、申し込み枚数が5千840件。これが平成28年

3月11日現在でございます。個人番号カードの到着枚数が3千692件。それから、個人番号カードの交付枚数が699枚。いずれも、今年の3月11日現在でございます。

○丸山わき子君

まずは申請が大変少なかったのではないかというふうに感じますし、それから手渡しの状況ですね。申請が5千840件で、実際に機構から戻ってきたカードが3千629件ということなんですけれども、実際に市民に手渡されたのが699件ということです。大変に事務処理が遅れているようにも思います。

なぜ、こういった状況なのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

手続をするにあたって、いろいろ確認作業等が必要でございます。通信のやりとりと申しますか、そこでも一定の時間がかかっているようでございますので、大体1日あたり30件とか40件程度の処理しかできないというふうな状況がございます。

これも本市に限ったことではなくて、国全体の状況として、1件あたりの処理もある程度の時間がかかるというふうな状況もあって、このような状況になっているということであります。

○丸山わき子君

確かに煩雑な事務のようでございます、1人30分かかるといようなことで。これは総務委員会のときにも説明いただいたところでありますけれども。

いずれにしても、申請が5千840件ということは、市民にとってはそんなに切実なカードではないということが言えるのではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

個人番号カードが身分証明書がわりになるという部分があるわけですが、番号の、いろんな行政手続上、あるいはほかのところでの使用にあたっては、現状では、要するに通知カードで事足りているという状況がございますので、そういう意味合いからすれば、当然これから個人番号カードが必要にはなりますけれども、近々として、今この状況の中で、なければならぬのかといった方は、全体の中では少ないという認識はございます。

○丸山わき子君

だと思うんですね。

12年間、導入されてきた住基ネット、これは、この間、八街市ではどのぐらいの発行だったのか、わかりますでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

大変申し訳ございませんが、今は手元に資料がございません。

○丸山わき子君

この間、私が伺って、うろ覚えではありますが、5、6千に行ったかな、行かないかなという数だったと思います。

住基ネットでも十分、身分証明書として対応できるわけです。なにもリスクの多い、一旦落としてしまったら個人情報が出てしまうというリスクの大きなカードをわざわざ市民が持つということの不安というのが、ものすごくあるわけですね。そういった不安を払拭しないまま、本当に見切り発車してしまった。それで、今回の発行に関しての申請が大変に数少ない。そのあげくに、大変に煩雑な事務量であるということで、こういった事態になってしまったのではないかというふうに思います。

そういう意味では、本当に、これからも市民の皆さんは、個人番号カードと言われても、なかなかその気になれないのではないかと。特に、障がい者の皆さんであるとか、高齢者の皆さんであるとか。やはりそういった点では馴染めない制度ではないかという点では、市の方がいろんな形で負担を背負わなければならないのではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

その前に、住基カードについては、当然、今は発行しておりません。ただ、結局、既に発行されたものについては、個人番号カードとの引き替えという形になりますし、仮に個人番号カードを持たないとしても、要するに期限として有効期限がございますので、その期限しか使えないという形になりますので、いずれは個人番号カードへの切り替えが必要になってくるという状況がございます。

それと、いろいろ、障がいを持たれている方とか、高齢者の方の問題といたしますか、それについては、管理をやっていただくということで、その辺についてはこれからも周知を強めていく中で、厳重な管理がなされるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（加藤 弘君）

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事都合により、この際あらかじめ延長したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定しました。

○丸山わき子君

住基ネットというのが今まで利用されてきたんだけど、実際の利用は振るわなかったというのが実態であります。今度はリスク付で国民に個人番号カードを使わせる。やっぱりこんなことは到底認められない。同じような失敗を2度も3度も繰り返す、これが国のやることなのかということで、私は大変怒りを感じるところであります。

それから今、国は、総務省は、せっかく個人番号カードを作るんだからコンビニでも利用できるようにしなさいとか、あるいはそのほか、役所の中で新たな窓口業務を個人番号カードと結び付けなさいよ、こういうことを指導していると思うんですが、八街市はそういった点ではどのような対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

行政の効率性を求めるにあたって、そういうカードの利用、カードを使うことによってサービスが向上していくような仕組みが作れないかということについては、現状では、何年計画の中にこれを位置付けていくというふうな予定はございません。

○丸山わき子君

私は本当に、危ないと言われている個人番号カードに次々と、便利だからということで、くっ付けることによって、結び付けることによって、本当にリスクの高いものになっていってしまう、大変危険なカードであるというふうに思います。そういう点では本当に、本来なら、市民の理解が得られない、こういう制度であるわけですから、国に対して、きちんと再検討してほしいんだと、地方から声を上げるべきではないかというふうに思うわけです。本当に地方行政にとって個人番号が便利なものなのか、どうなのか、大変疑問を持つところがあります。ぜひそういう点では、地方から検討、廃止の声を上げていただきたい。

このように思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、社会保障・税番号制度における地方自治体の支援等に関するところで、全国市長会、千葉県市長会で重点提言をしております。社会保障・税番号制度について円滑な運用ができるよう、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1つとして、番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等を含め、原則として全額を国において適切に措置すること。特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し、確実に財政措置を講じるとともに、情報セキュリティー対策について、技術的支援の拡充や対策に係る経費について、財政措置を講じること。

2つ目といたしまして、番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議、調整等を行うとともに、詐欺被害防止のための十分な情報提供も含め、国民への周知徹底等を図ること。特に、番号制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。また、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。

このことを重点提言として、全国市長会、千葉県市長会で決議しております。

○丸山わき子君

今2点、財政的な対応をちゃんとやってくださいよというのと、それから詐欺被害防止の安全性をきちんと確保してくださいよということのようなんですけれども。

いずれにしても、もともとの個人番号カードの目的というのは、決して市民や行政のためではなくて、国の方で、社会保障の問題、それから税金をどうやって徴収したらいいのか、そういうものが目的なわけですから、なかなか国の方は、その辺について、安全性であるとか財政措置だとか、徹底してやりましょうという気は、さらさらないんですよ。そういう点では、地方の財政に対しても本当に負担をかける、そういう内容であるというふうに思います。

今でさえも、八街市の申請は人口の8パーセント程度という状況です。市民の皆さんは、切実に必要なものなんだと思っていないと思うんです。こんな非効率な制度は絶対に必要ではないと思います。

そういう点で、国に対して積極的に意見を言っていく。もうこれ以上、こんな負担をさせないでほしいということ言っていく。また、市民の不安を払拭するためにも、見切り発車的なこういう制度ではなくて、もっと検討する時間を設けるべきだということで、きちんと国に意見を言っていきたい。このように思います。

それから、10月から各家庭への通知が郵送されたということなんですけれども、届いていない世帯というのは一体どのぐらいあるのか。どうでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

通知カードの返戻件数につきましては、これも平成28年3月11日現在でございますが、2千719件でございます。

○丸山わき子君

違う、その数字は。

○市民部長（石川良道君）

通知カードの返戻分の交付件数、戻ってきて、それをまた渡すという形ですが、これが1千798件で、差し引き、未交付の件数が921件でございます。

○丸山わき子君

もう一度お伺いいたしますけど、10月に各家庭に郵送されましたよね。各家庭が受け取らなかった、何らかの事情で受け取れなかったというのが戻ってきて保管されていますよね。私も実はたまたま留守にしている、郵便屋さんが1回来たから、このお宅には届けなくていいということで、この間までこちらに保管していただいていたのですけれども、そういうふうに受け取れないでいる世帯というのは、何世帯ぐらい今あるのですかということですか。

○市民部長（石川良道君）

未交付件数になりますので、921件でございます。

○丸山わき子君

10月に配達して、その後、921件がいまだに役所の方に保管されていると。今後は、この分についてはどのような対応をされていくのでしょうか。

○市民課長（吉田正明君）

未交付分の921件につきましては、今現在、市民課の方で保管しているところでございます。これにつきましては、当初の通知カードは書留による郵送ということもございましたので、住民基本台帳上の住所に全て送られるところですが、中には住所ではなくて、ほかのところに転送してほしいという申し出を郵便局の方にされている方についても、基本的に転送地の方に転送されずに、どうしても住所地の方に行ってしまうということで、多くの件数がうちの方に返ってきたところでございます。

未交付分、返戻分につきましては、改めて市民課の方から普通郵便で、市民課の方に通知

カードが戻ってきているので取りに来てくださいという通知は、既に差し上げているところでございます。その中で、最終的に今現在も残っているのが921件ということです。国の方からの話では、未交付分については最低でも3月いっぱい保管して、最終的には破棄処分していいということで通達が来ておりますけれども、当面の間、八街市としましては返戻分については市民課の方で保管してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

900件まだ残っているということなんですけれども、やはり本当に国の持っていき方が見切り発車的なやり方で、市民の皆さんも受け取っていいのかどうか、大変に不安な方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。私はそういう点でも、国が今、必死で進めている個人番号カードの申請のあり方について、いまだに八街は8パーセント程度ですから、住基ネット利用と全く変わらないような状況のまま推移するのではないかとこのように思います。

あとは、障がい者であるとか、高齢者であるとか、対応が本当にこれから大変になるのではないかとこのように思うんですが、そういうところの問題も全く明確にならないまま、本当に見切り発車しているのではないかとこのように思います。障がい者を持つご家庭でも、これはどういうふうに対応したらいいのか、大変に悩まれているご家庭もございまして、そういった点では、本当に今、進めるべき制度ではないということをお願いしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

○小高良則君

今、丸山議員から概ね聞いていただけたので、僕は1、2点なんです。

こういう事態になぜなったかということでお答えがあったわけですけど、一部、メディアの中では、一遍に通知カード発送事務が寄ってしまったために、結局サーバーが対応できなかったとか、人的な問題もあると思うんですけど、機構の方からは先ほど言ったような内容で、このような事態になったという連絡が来ているということで間違いないのか、もう一度確認させてください。

○市民課長（吉田正明君）

今回、業務完了しなかったことにつきましては、確かに今、議員さんがおっしゃられましたように、機構側のサーバー障害というものがあって、カードの交付にかなり支障が生じたということは1つの要因としてあろうかと思っております。それに加えて、先ほどお話ししましたように、通知カード作成の遅れ、あるいはどうしても住所登録地への書留郵便による送付の影響から通知カードの到着遅延、そこから最終的に個人番号カード作成申請が遅れたことも加わった中で、国が当初に見込んでいた個人番号カードの発行、そこまでに至らなかったということが主体要因だと思われまして。

○小高良則君

5千840件の方というのは、恐らく、ある期間までに申し込むことによってカード代がかからない、無料だったと。後から送ると800円ぐらい、たしか、かかったのではないかと。違いましたか。有料だったという認識があるのですが、その辺を確認させてください。

○市民部長（石川良道君）

再発行については有料になりますけれども、初回分については無料です。

○小高良則君

再発行についてですね。

しかし、5千840件の方というのは、概ね3月中旬から4月ぐらいの間に届く予測だったと思うんですね。ただ、これだけ今、遅れていますと、最終的には、途中で、今後も申し込みをされる方はいると思うんですが、せめて5千840件の方に、いつぐらいまでに届けられるか、機構の方から連絡は来ているのですか。必要な方、欲しい方は当然、待っていると思うんですが。お伺いいたします。

○市民課長（吉田正明君）

今、八街市におきまして、個人番号カードの申し込み枚数というのは先ほど申し上げましたように5千840件。そのうち、既に八街市の方にカードが到着しておりますのが3千692件で、既に交付を受けているのが699件ということで、市民課の方に約3千枚程度が交付できずに今あることになります。

ただ、交付につきましては、先ほどからもお話ししておりますように、交付につきましては、ご本人確認の書類のチェックであるとか、顔認証による本人確認であるとか、暗証番号の入力というものに、どうしても時間がとられますので、1人について、やはり30分程度。例えば高齢者の方になりますと、暗証番号の入力等にやはり手間をとりますので、場合によっては30分を越えるような時間をどうしても要することになってしまいます。そうなりますと、どうしても1日に処理できるのが、今の現状で行けば30人から40人程度ということになるわけなんです。

今現在、個人カードの交付できます端末というのが2台しかないのですけれども、使用できる端末そのものは一応3台の設置があります。ただ、今の現状ではカードリーダーが1台に接続されておりませんので、交付処理が2台でしかできない状況になっております。今、カードリーダーの接続の準備を進めているところでございますので、これが済めば、使用できる端末が3台に増えます。また、どうしても今は、3月あるいは4月上旬は、通常の異動等の届け出もございまして、その事務との並行処理の中で、日常業務も行っておりますので、4月後半等々で異動等の事務処理がある程度なくなってくれば、もう少し、交付の方に使える時間というものが増えてくる。そうすれば、もう少し1日のうちに処理できる人数が増えてくるのかなというふうに考えているところでございます。

○小高良則君

単純に1年ぐらい、交付に、今のままだとかかるのかなという考えになってくるのですけれども。件数掛ける稼働件数を考えてみますと、来られた方が必ずその日に集中して、毎日、

件数をこなせるわけではないと思うので、大変考えるところがあります。

また、当然、遅れて、人件費とか、いろいろ発行のために時間を想像以上に費やしているわけですね。それらの予算措置というのは、もう各自治体持ちということになったのですか。伺います。

○市民部長（石川良道君）

社会保障・税番号制度関連事務費、こちらの中で対応できるのは、臨時職員の分の人件費ということでございますので、ほかの職員が、例えば現地を確認したりなんなりという経費については、事務費の中には含まれていないというふうに考えております。

○小高良則君

ということは、自治体が持たなくちゃいけないのですか。それとも、要求して出るものですか。その辺はどう考えているのでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

個人番号カード交付の事務費の方については、臨時職員の経費分ということで、要綱上は正職員といいますか、ほかの職員の分も見込めるというふうなお話でしたけれども、ただ、実態として、繰越の中で「等」という形になってはいますが、要するに補助金の交付決定額と、その後の年度内の支出見込額、こちらに差がある形で繰り越しになっているわけですので、年度内の支出見込額も国の方から提示されてきた結果ということですので、それに合わせた形での繰越額ということになります。

○小高良則君

私が聞いたのは、想像以上に事務手続、また通知カードを住民に渡す手間がかかっているもので、恐らく当初の積算以上に費用がかさむのかなと思ったのです。当然、自治体で担保する部分と国で担保する部分があると思うんですけど、今回はやっぱり、各通知の発送にあたっては国で担保する部分なのかなと思います。もし、そのようなところで追加交付があるようであれば、ぜひ国に担保していただきたい部分だと思います。

また、遅れることによって窓口が煩雑になったり、住民が不快感を覚えないように、丁寧に説明してあげて、皆さんにカードを渡していただきたいなとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは、質問させていただきます。

文教福祉常任委員会の際にも未交付世帯の件数を聞いたのですが、あのときと同じような件数かなという気がしますが、委員会のときから3月19日までに、どのぐらい未交付世帯が減ったのか、お伺いします。

○市民課長（吉田正明君）

今、細かい数字というものはちょっと持ち合わせていないのですが、今既に個人番号カー

ドの方の交付に入っておりますので、たしか通知カードの分についてはそれほど、もう取りに来る方が非常に少ない状況なので、あまり数字に変化はないと思います。

○京増藤江君

国民全体に番号を付ける中で、もう既に八街市では9 2 1件はそういう対象から外れていく。全国的には、たくさんの方が外されているということになる。本当に国民として認められているのかどうか、そういうことまで私はこの数字で感じるところでございます。私は基本的には丸山議員と同じで、マイナンバーについては、国民にとっていいことはないということの基本をお伺いしていきますけれども。

5千840件の番号カードの申請があったということですが、1月、2月、3月には、それぞれどのぐらいあったのか、伺います。

○市民課長（吉田正明君）

個人番号カードの申し込みにつきましては、各市民の皆様がおのおの、機構の方に郵送で申し込みをしてもらうものですので、こちらの方で月々どのぐらいという数につきましては把握しておりません。

○京増藤江君

今後の見込みについて、私は確かめたかったですけれども。

恐らくそんなに広がらないのかなという気がいたしますが、市民の方は、やはりこの制度には大変な不安を持ってらっしゃいます。私もたまたま女性同士、何人かで話していましたが、不安だったから申し込まないという方がいらっしゃいました。また、国が悪いことをするわけがないということで申し込んだ、国を信じていると。無理やり、国を信じているという言葉が出たような、そういう話し合いもあったのですけれども。

その中で市民の方から、役所に来たときに、個人番号を書く欄があったと。自分がそのときに番号がわからないと言いましたら、職員の方から、じゃあ調べて書きますよと言われたそうです。これから市役所に来るときには番号がわかるものを持ってきてください、こんなふうに言われたということなんですけれども、いろいろな制度について、市民の方が申し込んだりするときに、番号を書かなくてもいいこともたくさんあるはずなんですけれども、番号がわかるものを持ってきてくださいということは、どういうことなのか。また市民の多くの方に言っているのかどうか、確かめたいと思います。

○市民部長（石川良道君）

手続にあたって本人が自分の個人番号を自分で記述する、書くというのが基本ですので、その意味では、頭の中に番号が入っていれば、なくても書けるかと思えますけれども、それ以外は、何らかのものを持ってきていただいて、通知カードを持ってきていただいて書くのが、やはり基本にならざるを得ないというふうに思います。

○京増藤江君

その方はそう言われたから、手帳に番号を書いておこうというふうに言っておられたのですけど。本当に番号を人に知られたくない中で、役所に来るときには、それがわかるものを

持ってきてくださいというのは、市民の方の不安に輪をかけるような、そういう状況になっているんだなど、私も大変驚きました。

やはり、この書類以外は要らないですよと、はっきり言ってあげる必要もあると思うんですが。いろいろな手続をする際に必要なことばかりじゃないと思うんです。書かなくても受け付けられるものもあると思うんですけど、その点については今後どのようにしていくのか、伺います。

○市民部長（石川良道君）

手続の中では例外的に、取り扱いについて国から通達なりなんなりが来て、柔軟な対応を求めるといような事例ももちろんございますが、あくまでも基本原則は、先ほど私が申し上げた手続でやるというのが基本でございます。例外がなくはないというのが事実でございます。

○京増藤江君

市民の皆さんの中には不安を持ってらっしゃる方もありますから、柔軟にできる場合は、それを適用していただきたいということを要望したいと思います。

それから、1人の発行に30分から40分かかるといことで、臨時職員の人件費が出ましたけど、1人30分、40分かかり、1日に何人か来られたときに、市民サービスは。今も結構、皆さん待っておられるのですけれども、市民サービスに支障が出てくるのではないかと、もう出てきていることもあるのかなと思うのですけれども、臨時職員は事務的なことをするということだと思っておりますけど、番号カードを発行するにあたって市民サービスに支障は出ていないのかどうか、伺います。

○市民課長（吉田正明君）

確かに、どうしても1日に処理できるのが30人から40人程度といことは、先ほども答弁させていただいたところです。市民サービスへの影響を、うちの方も一番懸念するところでございますので、今、個人番号カードの交付につきましては基本的に予約制をとって、やらせていただいております。個人番号カードができ上がりますと、うちの方から各でき上がった方に対して、個人番号カードができ上がって市役所に届きましたので取りに来てくださいというご案内を出すわけですが、そのはがきの方に極力、どうしても時間がかかりますから、事前に予約をお願いしますといことを付け加えて、出させていただいております。お1人様30分刻みという形の中で、使える機械が2台ですから、予約を取って、なるべく個人番号カードで来られた方については待ち時間が短くなるよう、対応に努めているところでございます。

また、臨時職員あるいは今の市民課の職員だけではなかなか事務が追い付かない部分がございますので、現在、市民部の各課の方に協力をお願いいたしまして、毎日、市民部の各課から2名ずつ、応援職員を市民課の方に派遣していただいて、事務処理の方と一緒に対応してもらっているという形の中で、なるべく市民サービスに低下が生じないように、市民課の方としても考えているところでございます。

○京増藤江君

1日に30人、40人ということです。2台動かせば職員が2人、3台動かせば3人必要になると。今でさえ、市職員の皆さんは大変忙しい思いをされている中で、国は市民が望んでいないことを押し付けておいて、市の職員はそこに携わらなければならない。

結局、マイナンバーに市民の税金が使われていることになると思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○市民部長（石川良道君）

サービスを行うにあたって交付の手続が必要であるということで、必要なものをより適切な形で、なるべく市民にご不便をかけないように交付していくというのが私どもの立場でございます。その辺は、職員の負担という面では大変な部分もございますが、遂行していくしかないというふうに考えております。

○京増藤江君

先ほども、マイナンバー制度に対しては自治体の持ち出しをしないで済むように、市長会でも要望すると。もう既に、そうやって職員がその仕事につかざるを得ないのは、支出させられているのと同じだと思います。職員の皆さんの仕事が増えて本当に大変な状況になっているという点では、もっと厳しく、もう既にそういうふうに職員がそこについている、マイナンバーの仕事に市が支出しているのではないかと、国の方にしっかり言っていく。絶対に市民の税金をマイナンバーのところへ使わせない、そういう具体的なことをもっと要求していただきたいと思うんですけども、市長いかがでしょう。

○議長（加藤 弘君）

京増藤江議員に申し上げます。

議案は繰越明許についてのことで、要望等はされないよう、ご理解の上で質問に立ってください。とりあえず今の件は市長答弁をいただきますので。

北村市長、お願いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども丸山議員に申し上げましたところでございますけれども、この制度につきましても国におきまして、地域の実態に即し、確実に財政措置を講じる、いろんな意味で、情報セキュリティも含めまして、技術的支援の拡充あるいは対策に係る経費につきましても財政措置を講じるということで、原則として全額を国において適切に措置するということを決議しております。

○京増藤江君

本当に一つ一つの作業について、これは市が負担しているのではないかと。そういうことも含めまして、さらに私は本当に市が負担しなくて済むような方向でやっていただきたいと思います。

マイナンバー制度を実施している諸外国では、やはり被害が後を絶たない。日本でも被害が起きるだろう、自分もどうなるだろうかと不安を持ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃる

やる。そういうことを肝に銘じていただいて、マイナンバー制度は市民のためにならないではないかということ、私は、市長会などでも、ぜひ声を上げていただきたいと要望しまして、質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

若干、質問させていただきます。

市民課長、通知カードは住民票のある人にみんな送ったわけですね、八街に住民票のある方へ。

○市民課長（吉田正明君）

今おっしゃるとおり、八街市に住民登録をされている方については通知カードの方を発送しております。

○桜田秀雄君

例えば、うちは家族3人なのですが、申請用の封筒が1枚しか入っていませんよね。間違いありませんか。

○市民課長（吉田正明君）

議員さんのおっしゃるとおり、通知カードにつきましては発送は世帯ごとになっておりますので、中に家族全員分の通知カードと、確かに個人番号カードを申請するための返信用封筒というのは1枚しか入っていない状況でございます。

○桜田秀雄君

申請の伸びない1つの理由に、例えば各家庭で5人いれば5人、それなりの生活がありますから、住民票がここにあっても、いろんなところへ行っている人もいますよね。みんな集まって、写真を撮って、集めて送るとなると、なかなか難しい作業かなと思うんです。

これはお願いなんですけれども、機構に送る申請用の封筒は着払いだと思うんですが、機構の方の。間違いありませんか。

○市民課長（吉田正明君）

間違いないと思います。こちらの方での払いということになっていきますので。返信用の封筒が1枚しか入っていないということなんです、基本的には機構の方でそもそも通知カードの方を作成して郵便局の方に送致して、郵便局の方から送付という形になっていきますので、当初から、本来であれば人数分が入っていればよかったと思うんですけれども、機構側から送る段階で、各封書ごとに1枚という状況になっているということでございます。

○桜田秀雄君

こういう大事なカードの申請ですから、市販の封筒で送るとするのはなかなか躊躇すると思うんです。

それで、お願いなんですけれども、機構の方から封筒を何百部か取り寄せてもらって、担当の窓口においてもらう、こういう方法をとれないでしょうか。

○市民課長（吉田正明君）

確かに今ご指摘のありましたとおり、ご家族の方が一斉に返信用封筒の中に入れて送るといのはなかなか難しいということで、窓口の方にご相談に見える場合があります。市民課の方に返信用の封筒を、予備として、うちの方で保管してありますので、窓口の方に来ていただければ、うちの方で返信用封筒というものをお渡ししております。

○桜田秀雄君

私もこの前、1枚もらいに行ったのですが、あまりないという話なので。

それをもっと宣伝してほしいと思うんです。こういう封筒がありますから、ご利用くださいという掲示を出してやってもらえれば、多少なりとも申請が増えていくのかなと。そんな思いがしますので、その辺よろしくお取り計らいをお願いしたい。

以上です。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○山口孝弘君

すみません。1点だけ、教えていただけますか。

私は昨日、市民課の窓口に行かせていただきまして、本当にパンク寸前の状態だなという感じを受けました。京増議員もおっしゃってございましたけれども、市民部から2名ずつ、応援という形でやられているそうなんですけれども、それでも人数が少ないかなという感じがしました。人数が少ないということになると、もちろん市民の方のサービスを減らしてはいけないというのを考えつつ、なおかつ職員のことも考えていかなければいけないと思いますので、臨時職員を増やしていくなり、もっと応援体制を築いていった方がいいなというふうに、個人的に思います。その点については、しっかり対応された方がいいと思います。本当にパンク寸前だと思います。異常事態に私には見えるぐらい、市民課の窓口がかわいそうでしょうがないぐらいの形ですので、その点の対応をしっかりとさせていただきたいと思いますが。

できれば市長、その点については、本当にしっかり、部長も、やられてはいると思うんですけれども。市民課の窓口は本当にパンク寸前で、職員の方もパンク寸前で、もう休みも取れないのではないかという状態ですので、ぜひとも対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

八街市の市民課の窓口は通常時でも、他の自治体と比べますと大変に人が多い状況にあると思います。また、今回のマイナンバーカードの手続等もございまして、なおさら人が多くいらっしゃるという状況の中ですが、今現在は市民部の中で応援体制等を築いていただいて、対応していただいております。総務といたしましても、今はカードリーダーが2台しかない状況がございまして、電話対応等も大変多いということも確認しておりますので、できましたら、正規職員を若干増やせばいいかなということで、今、協議しているところがございます。今2名体制ということですが、それを全てカバーできるほどの人員増というこ

とは、ちょっと不可能な状況でございますけれども、正規職員増を検討した中で、また協力体制等もとっていただき、必要な臨時職員の雇用ということで対応していただきたいと考えております。

○議長（加藤 弘君）

山口議員に申し上げます。

ただいま提案されておりますのは、繰越明許費の補正についてでございますので、十分に理解して質問してください。

○山口孝弘君

わかりました。

以上です。

○議長（加藤 弘君）

ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。議案第33号についての討論を許します。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山わき子君

それでは私は、議案第33号、一般会計補正予算に反対するものであります。

国は1月から始まった個人カード発行を2千500万枚としていましたが、実際には約3分の1の880万枚、本市のカード発行も約8パーセントにとどまっています。今回の繰越補正も、いかに国民、市民がこの制度を必要としていないかがわかります。12年前から始まった住基カードの発行も全国で710万枚、5.5パーセントの交付状況であり、住基カード多目的利用団体は216市町村にとどまっています。こうした住基カードの失敗を顧みることなく、個人番号カードを導入するのは問題です。今のところ、身分証明以外に、ほとんど使い道はありません。多くの個人情報が集積されている個人番号カードを持ち歩く方が、よほど危険です。紛失、盗難に遭えば、詐欺や、なりすましなど、悪用されかねません。メリットがないばかりか、持つ方がリスクを高めるカードの普及と、活用の拡大ばかりに力を入れる政府の対応は、個人情報をリスクにさらすものでしかありません。

一昨年、日本年金機構から膨大な個人情報が漏れ、大問題となりました。政府が個人情報を一元管理することに対する国民の不信と不安は、なんら払拭されていません。個人情報は、一旦流出すれば、被害の回復は極めて困難であり、国民にリスクを負わせる制度は到底認めることができません。

2点目に、マイナンバーに関わる莫大な経費とITへの利権です。制度導入には約3千億円と言われ、ランニングコストは年間300億から400億円と、多額の税金の投入となります。しかも、サーバー攻撃などを完全に防御しようと思えば、その費用は数兆円に及ぶと

言われています。

住基ネットで地方公共団体の情報処理を行っていた財団法人地方自治情報センターは、ナンバー制度の導入に合わせ、地方公共団体情報システム機構に看板を変えました。この機構は、旧自治省出身者で作る天下り機関です。マイナンバー制度はITの利権を持った組織が国民をくいものにする制度としか言いようがありません。

3点目に、自治体への財政負担だけでなく、窓口立つ職員への過大な負担を強いるものとなっていることも、指摘いたします。1人のカードを発行するのに30分を費やし、1日30人から40人程度の処理しかできず、現在、手元にある申請者の処理に6カ月以上かかることは明らかです。

マイナンバーは政府が徴税強化や社会保障費抑制を目的としたもので、国民には不利益ばかりです。矛盾と問題点が次々と浮き彫りになる中、本格運用を加速するのではなく、マイナンバー制度は中止、凍結し、廃止を検討していくことが必要です。

ぜひとも国に対し、こうした問題を上げていくべきである。この立場から、反対するものです。

○議長（加藤 弘君）

ほかに反対討論のある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

討論がなければ、これで議案第33号の討論を終了します。

これから採決を行います。議案第33号、平成27年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

総務常任委員会・経済建設常任委員会合同視察研修、議会運営委員会・文教福祉常任委員会合同視察研修、及び千葉県北総地区市議会正副議長会定例会及び視察研修会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

○桜田秀雄君

合同視察はいいのですが、やっぱり市民の税金を使って行くわけですから、その目的、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（加藤 弘君）

桜田議員、申し訳ありません。

全協の方で説明させていただきますので、それでご理解いただけますか。この後、全協を行いますので。

○桜田秀雄君

当然、市民の税金ですから、ここで明白にしておくべきでしょう。

○議長（加藤 弘君）

動議という形で。

○桜田秀雄君

視察の内容は何ですか。

○議長（加藤 弘君）

動議という形でいいですか。

○桜田秀雄君

動議じゃないですよ。よその議会はみんなやっていますよ。

わかりました。全員協議会で報告してください。

○議長（加藤 弘君）

それはいたします。

それでは、桜田議員からの話は、全員協議会で話しますので、配付のとおり、議員を派遣ということでご理解願います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ここで、榎本副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○副市長（榎本隆二君）

議長のお許しをいただきまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私はこのたび、3月31日をもちまして副市長の職を退任し、県に戻ることとなりました。2年間という短い期間ではございましたけれども、議員の皆様方には大変お世話になりました。

この2年間を振り返りますと、就任間もなく人口減少問題があり、その流れを受けて、まち・ひと・しごと創生ビジョン戦略の策定、そしてまた市の最上位の計画でございます総合計画につきましても見直し策定ということを行ったわけでございます。そして、事業の方でも榎戸駅整備事業への着手というようなことがございまして、まさにこれからの八街市の街づくりの方向性を決める重要な時期だったなという感じがしております。

私自身、至らない点が多々あったと思っておりますけれども、このような重要な時期に、議員の皆様方の温かいご支援、ご協力をいただきながら、北村市長のもと、職員と一丸となって八街市の街づくりに携わりましたことは、私にとって大きな喜びでございましたし、また充実した2年間でもございました。改めまして感謝申し上げる次第でございます。私がこの2年間、経験いたしましたこと、また引き続いての課題であると感じていることにつきましては、後任の副市長にしっかりと引き継いでまいりたいというふうに感じております。

また、私自身、まだ現時点では県のどういう部署に戻るのか、わかりませんが、どのような部署に戻ったといたしましても、お世話になった八街市のために何らかの形でお役にたてれば、お力添えができればという気持ちでございます。どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

結びにあたりまして、八街市のさらなる発展と、議員の皆様方のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうも2年間ありがとうございました。

(拍手)

○議長（加藤 弘君）

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成28年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう、強く要望いたします。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(散会 午後 5時45分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

提案理由の説明

議案第32号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

2. 議案第3号から議案第31号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案の上程

議案第33号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 議員派遣の件

.....
議案第32号 副市長の選任について

議案第3号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について

議案第4号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第10号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定について

議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定について

議案第17号 八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議案第19号 八街市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第20号 市道路線の認定について
- 議案第21号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第22号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第25号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第26号 平成28年度八街市一般会計予算について
- 議案第27号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第29号 平成28年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第30号 平成28年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成28年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第33号 平成27年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 加 藤 弘

八街市議会議員 木 村 利 晴

八街市議会議員 小 山 栄 治